

## 関内地区都市景観形成ガイドラインの概要について

### 1 関内都市景観検討会

#### (1) 設置の目的

景観法及び魅力ある都市景観の創造に関する条例などの制度を活用した景観ルールを専門家や地域の意見を聴きながら策定するため。

#### (2) 検討委員会の構成

裏面参照

#### (3) 検討の経緯

日 時	主な検討事項
第 1 回 H17.12.3	関内の現状と課題について
第 2 回 H18.1.11	関内の景観形成の方向性について
第 3 回 H18.2.15	景観ルールの骨子（方針と行為指針）案について
第 4 回 H18.3. 7	景観ルールの素案（市街地環境設計制度の景観に関する指針）について
第 5 回 H18.6.13	平成 17 年度からの継続検討事項について （ゆとりある歩行者空間の形成等）
第 6 回 H18.8.9	ガイドライン案について

### 2 関内地区都市景観形成ガイドラインの構成

#### (1) 関内地区全体に関するガイドライン

- ・ 4 つの方針を踏まえた 10 の行為指針により構成

##### (景観形成の方針)

- 1 分かりやすく、奥行きと賑わいのある界隈を巡り歩いて楽しめる街をつくる
- 2 開港の歴史や文化の蓄積を活かしながら新しい文化を生み出す街を創る
- 3 関内地区の街並みの特徴を生かし、ミナト横濱を感じる眺望が楽しめる街を創る
- 4 多様な都市機能がコンパクトに複合する、活力ある街を創る

##### (行為指針)

- 1 ゆとりある歩行者空間を連続的に形成する。
- 2 通りの低層部を設えを工夫して、連続性のある賑わいを創出する
- 3 人々に交流を促す快適な広場状空地を創出する
- 4 緑化や水際の活用により、まちに潤いを創出する
- 5 関内地区の街並みの特徴を生かす
- 6 ミナト横濱の歴史を大切に、関内地区の魅力・個性を伸ばす
- 7 中層、高層の建築物は、デザインを工夫し、魅力ある街並みを形成する
- 8 港や丘などから眺望景観が魅力的となるよう工夫する
- 9 関内地区の新しい魅力を創造する
- 10 秩序ある広告景観を形成する

## (2) 地区別ガイドライン

地区別の個性を生かした景観形成を図るため、地区別ガイドラインを策定  
(地区別ガイドライン)

- 1 山下町地区ガイドライン(山下公園通りゾーン、中華街ゾーンほか)
- 2 馬車道地区ガイドライン
- 3 日本大通地区ガイドライン
- 4 市庁舎前面地区ガイドライン

## 3 今後の手続きについて(予定)

- H18.12 景観計画及び都市景観条例に基づく案の確定  
都市美対策審議会(事前説明)
- H19.1~5 説明会、素案縦覧、公聴会等手続き
- H19.6 都市美対策審議会  
都市計画審議会
- H19.8 景観計画、都市景観協議地区の告示
- H19.9 景観法に基づく委任部分に関する条例改正
- H19.11 ガイドライン運用

## 関内都市景観検討会委員名簿

氏名	所属
岩村和夫	武蔵工業大学環境情報学部教授/横浜市都市美対策審議会会長
鈴木伸治	横浜市立大学国際総合科学部準教授
桜井悦子	横濱ジェントルタウン倶楽部理事/(有)悦計画室代表取締役
柳沢厚	(株)C-まち計画室代表/横浜国立大学講師
嶋田昌子	NPO法人横浜シティガイド協会副会長
井上圓三	中区関内地区連合町内会(相生町町内会会長)
中島侑三	中区第2地区連合町内会(山下町町内会副会長)
六川勝仁	馬車道商店街協同組合副理事長
小島芳照	横浜中華街発展会協同組合副理事長
鈴木知明	山下公園通り会事務局長
池田翼	関内を愛する会理事長
石田正	横浜商工会議所経済政策部都市政策担当部長
近澤弘明	社団法人横浜中法人会会長
米澤榮三	横浜市建築事務所協会会長
西山曠	社団法人神奈川県宅地建物取引業協会副会長
加瀬泰	公募委員
篠崎次男	公募委員
三好祥子	公募委員
米澤正巳	公募委員



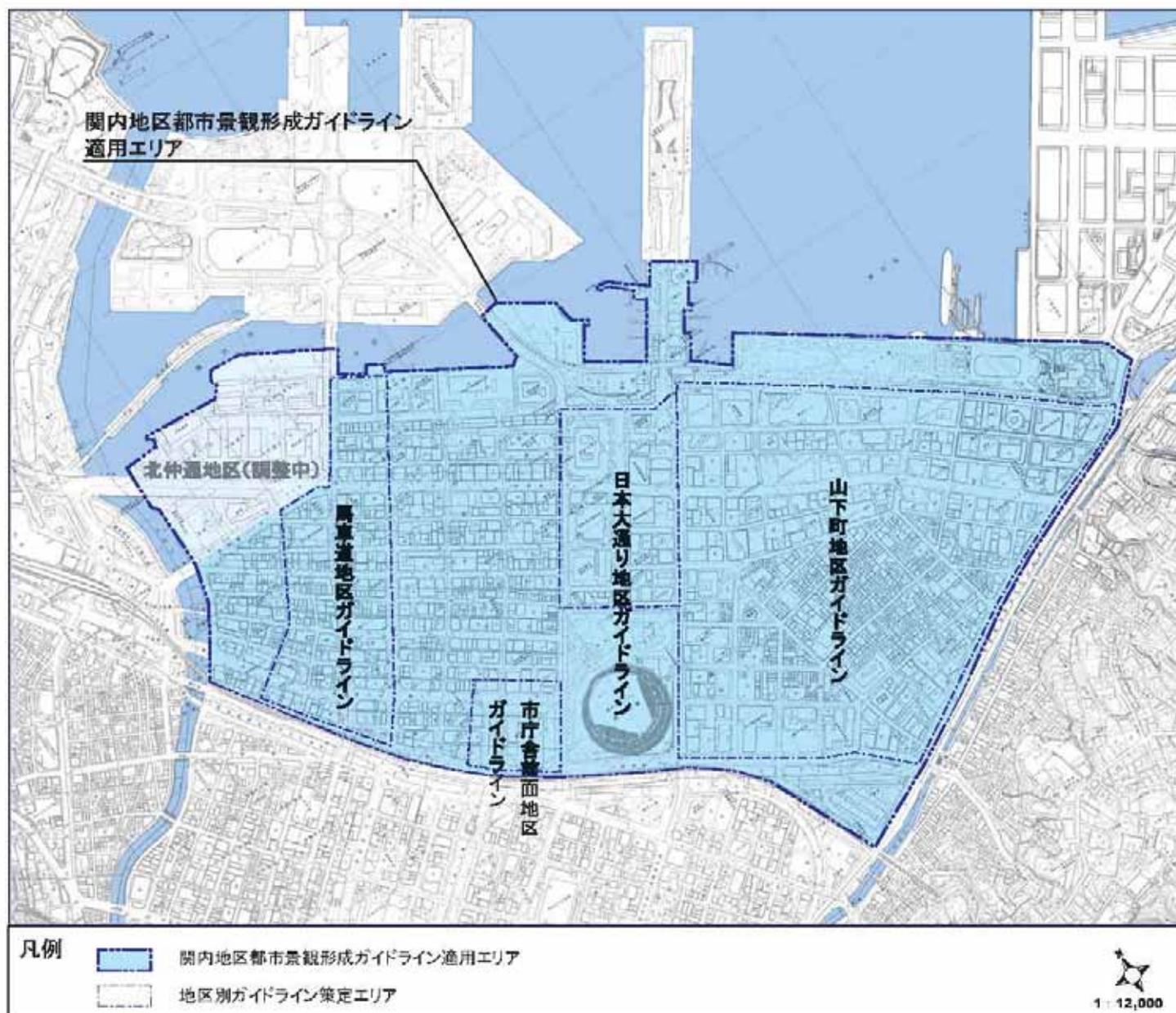
## 関内地区都市景観形成ガイドライン(案)

---

1. 関内地区都市景観形成ガイドライン適用エリア	.....03
2. 届出・協議の対象となる行為	.....04
3. 関内地区の魅力ある都市景観形成のための方針	.....05
4. 行為指針	.....10
5. 地区別ガイドライン	.....39

## 関内地区都市景観形成ガイドライン適用エリア

この「関内地区都市景観形成ガイドライン」は、下図に示す範囲に適用します。  
また、地区別ガイドラインの定められている範囲においては、その基準も併せて適用します。



# 届出・協議の対象となる行為

## ■届出の対象となる行為-景観法第16条第1項

- 建築物の新築、増築、改築又は移転
- 建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更で、外観の変更に係る部分の見付面積が10平方メートル以上のもの
- 工作物の新設、増築、改築又は移転
- 工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更で、外観の変更に係る部分の見付面積が10平方メートル以上のもの
- 広告物の掲出

## ■協議の対象となる行為(都市景観形成行為)-横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例 第9条第1項

- 建築物の新築、増築、改築又は移転
- 建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更で、外観の変更に係る部分の見付面積が10平方メートル以上のもの
- 高さ2m以上の工作物の新設、増築、改築又は移転
- 工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更で、外観の変更に係る部分の見付面積が10平方メートル以上のもの
- 屋上看板、壁面看板、袖看板又は広告塔の屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置

## 【都市美審議会の意見を聞く行為(特定都市景観形成行為)】

- 高さが45mを超える建築物の新築、改築又は移転
- 建築物の高さが45mを越える部分の増築若しくは外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更で、外観の変更に係る部分の見付面積が10平方メートル以上のもの
- 地上から高さが45mを超える電波塔、通信塔などの工作物の新設、増築、改築又は移転若しくは外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更で、外観の変更に係る部分の見付面積が10平方メートル以上のもの

# 関内地区の魅力ある都市景観を創造するための方針

関内地区では、歴史・文化を活かし、業務・商業機能を中心としながら、文化芸術創造活動など多機能が複合する多彩な都市活動が行われています。

馬車道、山下公園通り、日本大通り、中華街などの個性的な街並みがあり、緑の軸線構想、都心プロムナードなどの魅力的な歩行者空間の形成やオープンスペースの創出など、横浜市と地元のまちづくり組織との協働による、様々な魅力づくりの取組が行われてきました。また、開港の歴史を伝える歴史的建造物や土木遺構などは、様々な手法により保全・活用が図られ、現在の関内地区の街並みに欠かせないものとなっています。

このような関内地区の特徴を伸長しつつ、次の4つの方針に基づいて、関内地区の街並みをさらに魅力的なものとし、世界に誇れる横浜の顔づくりを行います。

## 方針1:

わかりやすく、奥行きと賑わいのある界隈を  
巡り歩いて楽しめる街を創る



## 方針2:

開港の歴史や文化の蓄積を活かしながら  
新しい文化を生み出す街を創る



## 方針3:

関内地区の街並みの特徴を生かし、  
ミナト横濱を感じる眺望が楽しめる街を創る



## 方針4:

多様な都市機能がコンパクトに複合する、  
活力ある街を創る

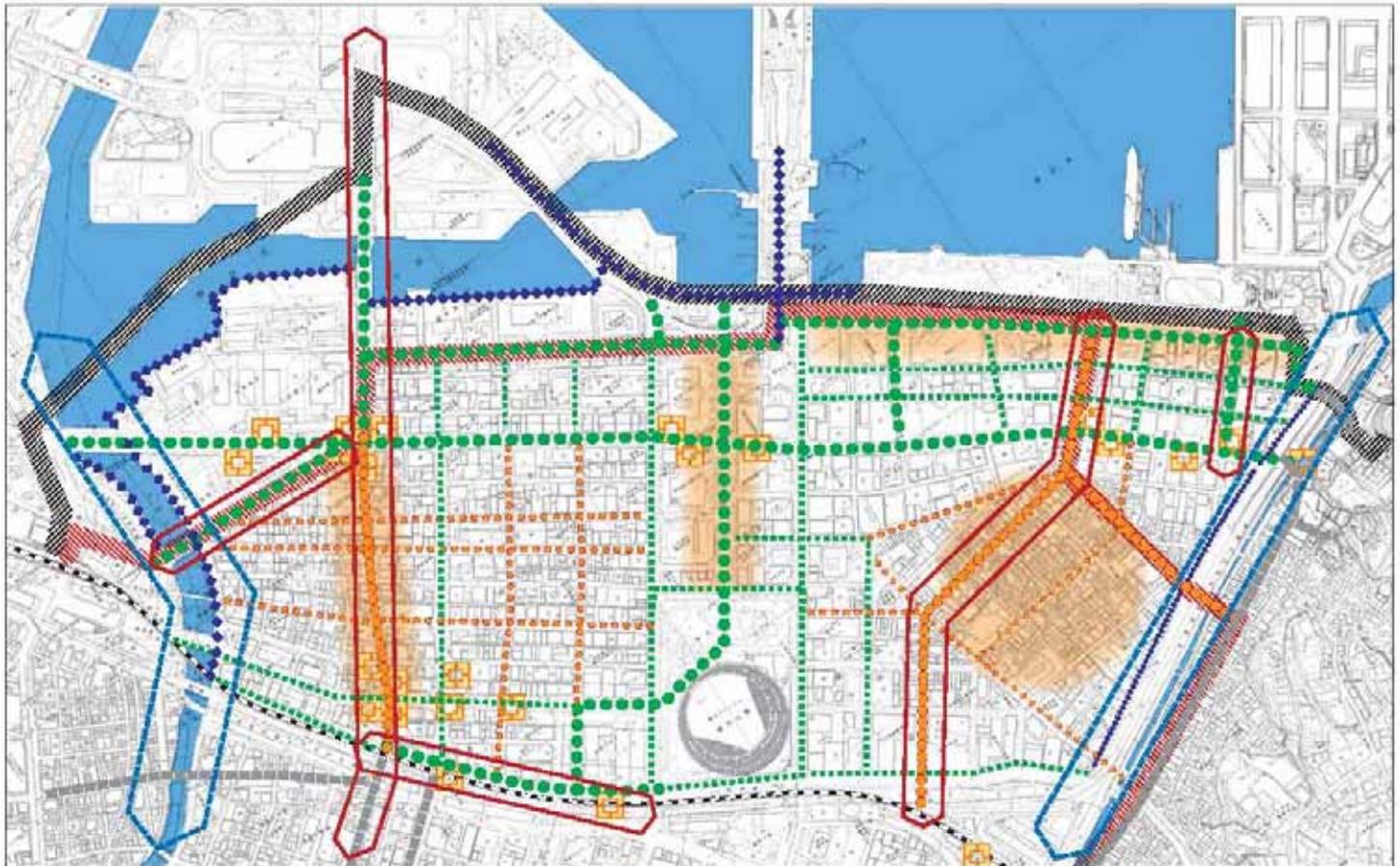


# 関内地区の魅力ある都市景観を創造するための方針

## 方針1:

### わかりやすく、奥行きと賑わいのある界隈を巡り歩いて楽しめる街を創る

- 連続的な壁面後退や賑わい創出により、ゆとりと賑わいのある歩行者空間を創出する。
- 開港150周年を迎え、回遊ルートやサインを再整備し、回遊性の向上を図る。



凡例	
	商業・観光軸
	水と緑の軸 (中心市街地活性化基本計画)
	歩行者ネットワーク街路 関内地区の各エリアを結ぶ歩行者ネットワーク街路
	水際の歩行者ネットワーク街路
	商業の歩行者ネットワーク街路
	補助ネットワーク街路
	関内地区外の主要な歩行者ネットワーク
	個性的な街並み 駅出入口
	都心プロムナード
	開港の道

1 : 12,000

#### ＜現状＞

- ・回遊性の向上に向けての取組として、都心プロムナードや開港の道、誘導サインが整備されてきた。
- ・港へ向かう縦軸の街路は、それぞれの性格を踏まえて整備されてきた。
- ・横軸街路の性格付けが曖昧で、関内地区の都市構造をわかりにくくしている。
- ・有効に活用されていない敷地内空地が見られる。
- ・壁面後退による歩道状空地の隣地境界部に障害物が設置され、歩行者空間の連続性が阻害されている。
- ・関内地区の主軸となる本町通り、親密な空間を形成している弁天通りでは、歩行者空間としての魅力づくり、個性の創出が必要である。

## 行為指針

01. ゆとりある歩行者空間を連続的に形成する
02. 通りの低層部の設えを工夫して、連続性のある賑わいを創出する
03. 人々に交流を促す快適な広場状空地を創出する
04. 緑化や水際の活用により、まちに潤いを創出する

- 個性的な街並み、既存のプロムナード、駅、創造界隈、文化芸術創造関連施設などを結び、回遊性向上を図る上で重要な街路を「歩行者ネットワーク街路」とし、快適で賑わいの連続性のある歩行者空間を形成する。
- 建築物の共同化などによって、連続した歩行者空間、まとまりのある広場を創出する。
- 本町通り沿道は、関内地区の横方向の主軸として、賑わいと個性のある街並みを誘導する。
- 馬車道沿道では、馬車道商店街の個性を生かした特徴のある空間形成を行う。
- 元町中華街駅と山下公園を結ぶルートでは、商業・観光軸として賑わいと魅力のある空間形成を行う。
- 石川町駅と山下公園を結ぶルートでは、石川町駅から、山下公園への人の流れを誘導するために、中華街などの魅力を活かしつつ、賑わいの連続性ある街路景観を形成する。
- 関内駅前から馬車道に至るルートは、関内地区の玄関口の一つとして良好な歩行者空間を創出する。
- 港に面した場所や、大岡川、堀川に面した場所では、水際であることを生かした空間形成を行いつつ、歩行者ネットワークを形成する。

## 方針2:

# 開港の歴史や文化の蓄積を活かしながら新しい文化を生み出す街を創る

- 関内地区の歴史的・文化的蓄積を活かした潤いのある環境の創造や、歴史的建造物の保全活用による新たな文化の発信を通じ、ミナト横濱の個性を強化する。



### 凡例

- |   |  |   |
|---|--|---|
|  歴史的建造物・土木遺構 |  歴史的建造物等への見通し景観 |  キング/クイーン/ジャックを望める視点場 |
|  歴史的界隈形成ゾーン  |  港への見通し景観       | キングの塔: 神奈川県庁<br>クイーンタワー: 横浜税関<br>ジャックの塔: 横浜市開港記念会館  |

1 : 12,000

### 《現状》

- ・ 開港シンボル軸/ウォーターフロント軸/本町通り軸は、開港の歴史を物語るシンボリックな軸であり、当時からの歴史を物語る歴史的建造物が集積しており、それらの多くは、文化財指定・登録や「横浜市歴史を生かしたまちづくり要綱」に基づく認定・登録歴史的建造物となっている。
- ・ 歴史的建造物などを活かした文化芸術創造活動による新しい魅力づくりが始まっている。

## 行為指針

04. 緑化や水際の活用により、まちに潤いを創出する
05. 関内地区の街並みの特徴を生かす
06. ミナト横濱の歴史を大切に、関内地区の魅力・個性を伸ばす
08. 港や丘などからの眺望景観が魅力的となるよう工夫する
09. 関内地区の新しい魅力を創造する
10. 秩序ある広告景観を形成する

- 関内地区の景観を特徴づけている歴史的建造物や土木遺構を、積極的に保全活用するとともに、その周辺においても、歴史的な街並みの連続性を創出する。
- 開港シンボル軸、ウォーターフロント軸に位置する街路や本町通りでは、歴史的建造物などの景観上重要な建築物への見通し景観や、関内地区の重要な個性の1つである港への見通し景観を形成し、関内地区の主軸として風格と賑わいのある景観を形成する。
- 歴史的建造物などの景観上重要な建築物のほか、港などの資源を活かした都市景観を創造する。
- 魅力ある眺望景観や、通りや街区ごとの個性ある街路景観を創出するため、美しく、秩序ある広告景観を形成する。

# 関内地区の魅力ある都市景観を創造するための方針

## 方針3:

### 関内地区の街並みの特徴を生かし、ミナト横濱を感じる眺望が楽しめる街を創る

- 関内地区の建築物の高さは31～45mを基本とし、都市景観形成への貢献度に応じて、高度地区の制限を緩和する。  
(関内地区の高度地区による建築物の最高高さは31m)
- 港や山手の丘からの魅力的な眺望景観や、関内地区周辺の特色ある眺望対象への眺望を保全・創造する。



#### ＜現状＞

- ・ 高層の建築物の出現により、景観の秩序がなくなってきた。
- ・ 中低層の建築物を主体とした街並みと、高層で塔状の建築物の調和を考える必要がある。

## 行為指針

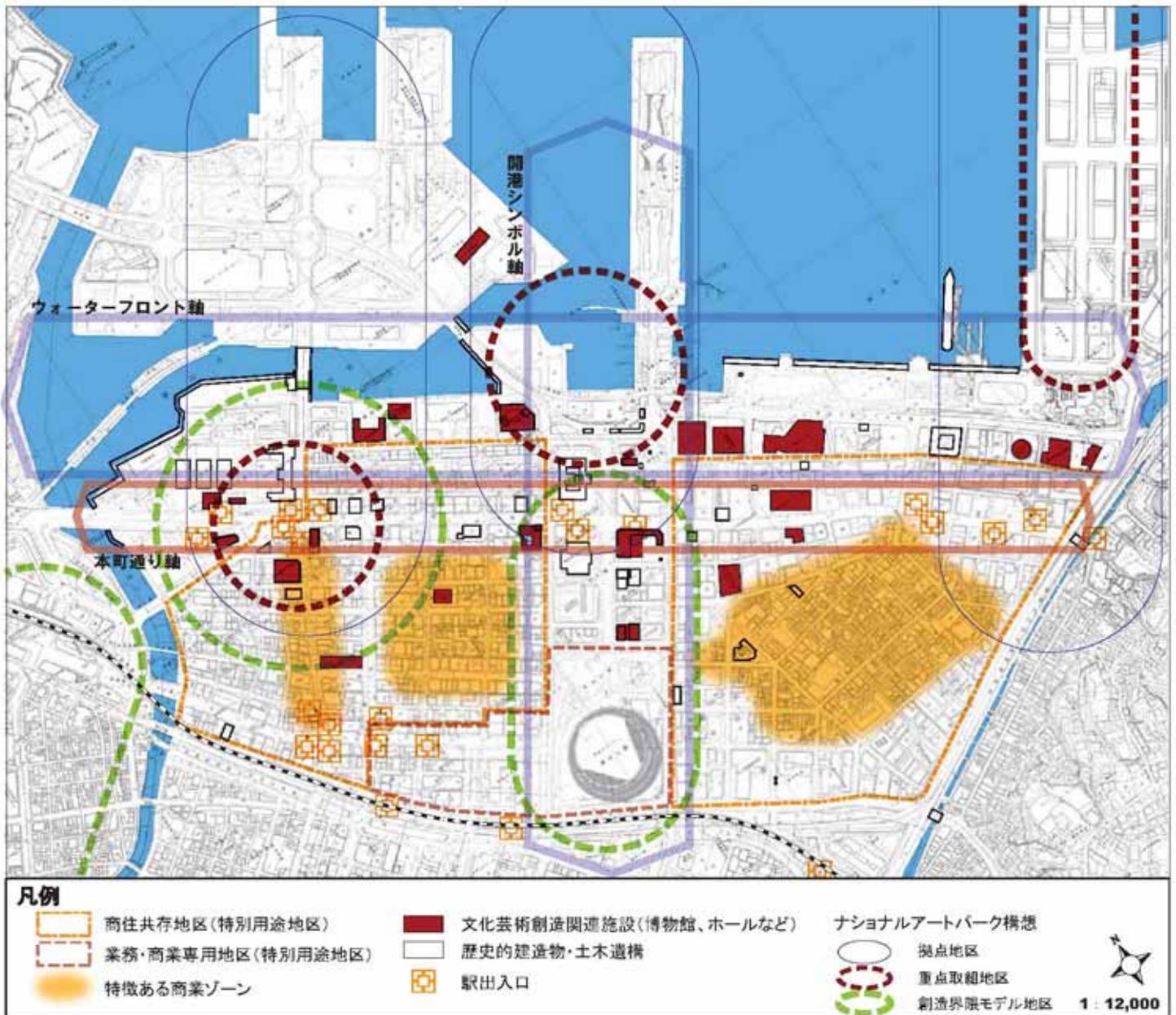
05. 関内地区の街並みの特徴を生かす
06. ミナト横濱の歴史を大切に、関内地区の魅力・個性を伸ばす
07. 中層、高層の建築物は、デザインを工夫し、魅力ある街並みを形成する
08. 港や丘などからの眺望景観が魅力的となるよう工夫する
10. 秩序ある広告景観を形成する

- 高層部の壁面後退等により中低層の建築物を主体とした街並みと高層で塔状の建築物を調和させ、中低層の連続的な街並みを形成する。
- 本町通りより港側の地区では、大さん橋を始めとした港からの魅力的な眺望景観を維持・形成していくために、建築物の高さを港へ向かって低く設定する。
- 日本大通りは、関内地区を代表する港へ向かう軸線であり、港への見通し空間が確保されるよう、建築物の高さを設定する。
- 象の鼻地区は、日本大通りから海への見通し景観の正面部分にあたり、まちなかから港への眺望をさえぎらないように建築物の高さを設定し、ナショナルアートパーク(NAP)構想の「歴史的資産や水辺を活用した観光交流拠点と文化芸術を発信する拠点」として整備する。
- 馬車道商店街周辺では、中低層の街並みを維持する。
- 中華街周辺の地区では、山手からの眺望に配慮した建築物の高さとする。
- 港や山手の丘などの視点場からの魅力的な港や街並みへの眺望景観や、関内地区周辺の特色ある眺望対象への眺望を保全・創造するために、周辺の建築物は特に、建築物の形態や頭頂部のデザイン、屋外広告物等に配慮する。

#### 方針4:

### 多様な都市機能がコンパクトに複合する、活力ある街を創る

- 業務、商業、文化芸術創造活動、観光、居住などの多様な都市機能が共存し、それぞれの魅力が向上する街を目指す。
- 地区の立地や土地利用の特性を活かして、特徴ある地区・街区の演出を目指す。



#### 〈現状〉

- ・ 個性のある地区とそうでない地区が存在している。
- ・ 歴史的建造物などを活かした文化芸術創造活動による新しい魅力づくりが始まっている。
- ・ 住宅の大量供給に伴い、駐車場等の出入口、住棟玄関等の配置により、低層部の賑わいの連続性が途切れている。
- ・ 住宅のバルコニーからの洗濯物や布団等の露出により、景観の魅力が低下している。

#### 行為指針

02. 通りの低層部の設えを工夫して、連続性のある賑わいを創出する
05. 関内地区の街並みの特徴を生かす
07. 中層、高層の建築物は、デザインを工夫し、魅力ある街並みを形成する
09. 関内地区の新しい魅力を創造する

- 土地利用のメリハリをつけ、特徴ある地区、街区を創出する。
- 文化芸術創造関連施設の導入を推進する。
- 建築物の低層部への業務・商業施設などの導入により、賑わいの連続性を確保する。
- 関内地区の街並みと調和した都心型住宅を創る。
- 地区や通りごとに個性ある街並みを創出する。

## ■これまでの取組

横浜市では1970年代の都市デザイン萌芽期から、魅力的な歩行者空間づくりに取り組んできました。くすのき広場や関内駅南口モールの整備、桜木町駅・関内駅・石川町駅と山下公園を結ぶ都心プロムナードの整備、「馬車道まちづくり協定」や「街づくり協議指針」、「横浜市市街地環境設計制度」の活用による壁面後退等により、ゆとりある歩行者空間の創出を図ってきました。

さらに近年では、山下公園通り地区、日本大通り地区、北仲通地区などのように地区計画により、壁面位置を指定し、ゆとりある歩行者空間づくりに積極的に取り組んでいる地区も見られます。

また、1977年の福祉の都市環境づくり推進指針に基づく誘導に始まり、誰もが日常生活やまちなかでの活動が保障されるよう、公共施設等の整備を促進してきました。1991年には、福祉のまちづくりの観点を盛り込んだ横浜市建築基準条例の改正、1997年には「福祉のまちづくり条例」を制定、2005年「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる建築物に関する条例」（ハートビル条例）の制定など、バリアフリーに取り組んでいます。

## ■現況

これらの取組の成果として、歩道状空地が整備され、ゆとりある空間が創出されてきていますが、みなとみらい線の開通などにより、来街者が増加しており、歩行者ネットワークの一層の強化が望まれます。また、関内地区の歩行者空間には、次のような課題があります：

- ・歩道状空地の隣地境界部に自動販売機や広告・看板など歩行上の障害となるものが存在したり、また、壁面後退がなされていない敷地もあり、ゆとりある空間が連続していない通りが見受けられます。
- ・歩道と敷地との境界に段差が見られるなど、誰もが楽しめる人に優しい空間が形成されていません。

## ■目標：歩行者にとって快適でわかりやすい、魅力ある歩行者空間のネットワークを形成する。

- ゆとりのある連続的な歩行者空間を形成しましょう。
- 誰でもアクセスできる空間づくりを心がけましょう。
- 通りごとに特色ある歩行者空間を創出しましょう。

## ■得られる効果

- ・歩行者空間への賑わいの連続性を創出するとともに、ゆとりある歩行者空間のネットワークが形成されることにより、関内地区内の各エリアや関内地区周辺とを結ぶ回遊性が、より向上します。
- ・個性ある通りや街区の形成により、建物内に人々を誘引する可能性を広げ、まちの活性化等が期待されます。

### 関連する制度

- ・日本大通り用途誘導地区地区計画
- ・山下公園通り地区地区計画
- ・北仲通北地区地区計画
- ・北仲通南地区地区計画
- ・馬車道まちづくり協定
- ・中華街まちづくり協定

壁面を後退させ、歩道状空地等を創出する。ただし、歴史的建造物を保全するなど、市長がやむを得ないと認めるときは、壁面を後退させないことができます。



## ■行為指針の達成に向けた考え方

### (1) ゆとりある歩行者空間の創出

- ① 行為指針図01で壁面後退が規定されている敷地では、ゆとりある歩行者空間を創出するため、歩道状空地进行を設ける。(馬車道に面する敷地は広場状空地とすることができる)



歩道

歩道状空地

〈太田町4丁目〉



〈住吉町6丁目〉

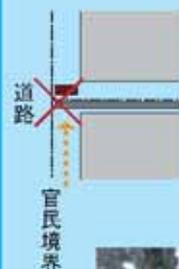
- 低層部(1,2階)を壁面後退することで、歩行者がゆとりを持って歩ける空間を創出する。



〈日本大通〉

- 角地においてゆとりある歩行者空間を創出する。

- ② 隣地境界部での歩道状空地の連続性を確保する。



- 塀や植栽帯など通行の障害となるものを、隣地境界部に設置しない。



〈山下町(本町通り)〉

- ③ 歩道状空地と歩道を一体的にデザインする。

- 【歩道がデザインされている場合】歩道状空地では、歩道と同様の素材・色調・パターンの舗装を用い、一体的でゆとりある歩行者空間を創出する。
- 歩道状空地と歩道との官民境界部においては、段差をなくす。

- 歩道状空地と広場状空地を併設する場合には、街路樹やストリートファニチャーの配置や、舗装の素材・色彩・パターンを変えるなどして、歩行者空間と滞留空間に分けて計画する。



〈住吉町4丁目〉



歩道

歩道状空地

広場状空地

〈山下町(中華街)〉

※関連: 行為指針02-(1)-③/03-(1)-①

### (2) 誰でもアクセスできる空間づくり

- ① 道路と歩道状空地、空地と建物の間の段差等の障害をなくす。



〈住吉町4丁目〉

必ず達成する事項

更なる魅力の向上のため工夫が求められる事項

## 行為指針02: 通りの低層部の設えを工夫して、連続性のある賑わいを創出する

### ■これまでの取組

横浜都心部では、これまで歩行者空間の魅力の向上について重点的に取り組んできました。馬車道地区、山下公園通り地区、日本大通り地区など、まちづくり協定や街づくり協議指針の運用を通じて、地元市民と横浜市の協働により、賑わいのある魅力的な街並みを創出してきました。建築物の一階内部での活動の様子が歩道から見えたり、建築物の前面の空間に人が滞留することで、敷地内の活動の様子が歩道からも感じることができることにより、より活気のある街路景観を演出しているのが、関内地区の大きな特徴です。

また、街づくり協議指針等をもとに、主要な通りに面して駐車場やその出入口を配置しないよう誘導し、賑わいの連続性の創出に取り組んできました。

地区計画や特別用途地区を活用した、賑わいを生み出す用途を低層部に誘導する取組も始まっています。

### ■現況

みなとみらい線の開通や開港の道の整備等により、多くの人々が関内地区を訪れるようになってきました。

そこで、多くの人々が街の賑わいを感じることができるようにする上で、次のような課題があります：

- ・人通りの多い通り沿いの建築物の一階に、住棟玄関が配置されたり、駐輪場や駐車場、またその出入口が配置されることにより、歩行者空間に対して閉鎖的なファサードができ、まちの賑わいの連続性が途絶えています。
- ・敷地内空地が有効に利用されず、空疎な印象を与えるものがあります。また、高層の建築物による圧迫感のある空間が出現しています。

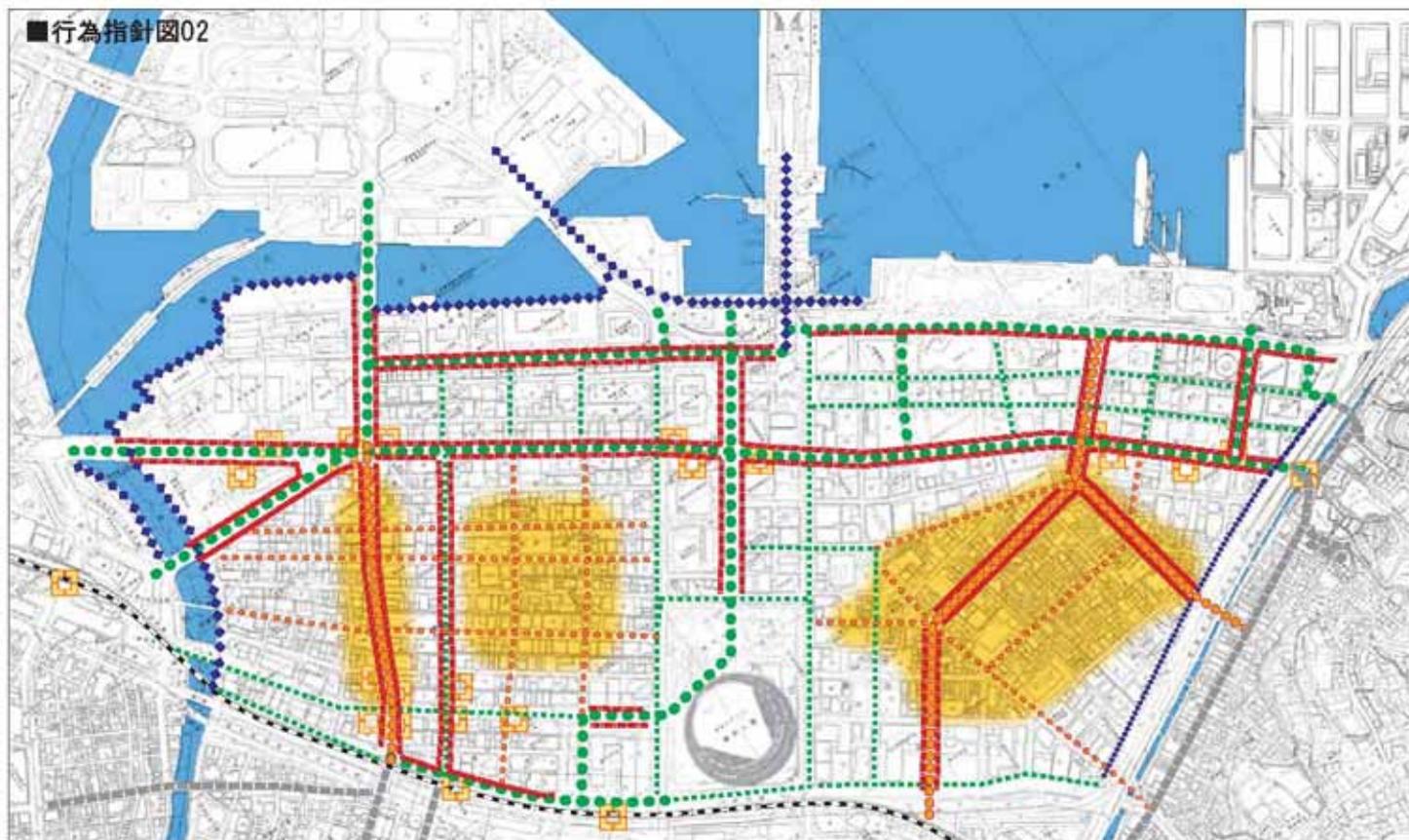
### ■目標: まちの楽しさや賑わいをつなげ、関内地区の回遊性を高める。

- 歩行者ネットワーク街路の沿道の低層部の設えを工夫し、賑わいを生み出し、その連続性を確保しましょう。
- 街並みや賑わいの連続性を阻害しないよう、特に配慮が必要な要素を適切に配置、デザインし、歩行者・自動車・自転車が共存できる街を目指しましょう。

### ■得られる効果

- ・人々が多様な目的で訪れる関内地区において、建築物の外観を開放的にすることによって、室内の活動が見えることは、建物内に人々を誘引する可能性を広げ、まちの活性化等が期待されます。また賑わいが連続することで楽しくまちを回遊でき、来街者の更なる増加も期待されます。
- ・圧迫感や空疎感のない空間を創出することで、気持ちよく関内地区を巡り歩くことができます。

### ■行為指針図02



#### 凡例

積極的に低層部の賑わいを創出する通り

- 関内地区の各エリアを結ぶ歩行者ネットワーク街路
- 水際線の歩行者ネットワーク街路
- 商業の歩行者ネットワーク街路
- 補助ネットワーク街路

● 関内地区外の主要な歩行者ネットワーク

- 駅出入口
- 駐車場アクセス制限街路
- 特徴ある商業ゾーン



1 : 12,000

■行為指針の達成に向けた考え方

(1) 歩行者ネットワーク街路に面する敷地における、低層部の設えの工夫による賑わいの創出

① 通りの賑わいを創出するため、建築物の低層部に、楽しい活動や多様な機能を配置する。特に商業の歩行者ネットワーク街路に面する敷地の場合は、積極的に賑わいを形成する。



〈赤天橋1丁目〉

一階にレストランを配置し、広場状空地と一体的に活用することで賑わいを創出



〈茶屋町1丁目〉

一階に運動施設を配置し、内部を見ることができる形態とし、賑わいを創出



〈大田町4丁目〉

低層部の意匠を工夫し、賑わいを創出

② 建築物の低層部に楽しい活動や多様な機能を配置する場合、室内の様子がうかがえる形態意匠とする。



〈山下町(氷町通り)〉

店舗内が見える開放的なファサード



〈山下町(中条街)〉

ものづくりの現場の様子が見える店頭デザイン

③ 建築物の前面の空間が利用されるよう、低層部と外構をデザインする。



〈赤天橋1丁目〉

サッシュを開放すると広場状空地と建築物の内部空間を一体的に利用できる設え



〈大田町2丁目〉

入口の脇などの小さな空間を、立看板や植栽等を用いて演出することによる賑わいづくり

※関連: 行為指針01-(1)-③/03-(1)-①

※歩行者の通行の妨げにならないよう、歩道又は歩道状空地内には配置しない。

必ず達成する事項

更なる魅力の向上のため工夫が求められる事項

(2) 歩行者ネットワーク街路に面する敷地における、特に配慮が必要な要素の配置やデザイン

① 住宅用途を設ける場合、通りの賑わいを分断しないようにするため、住棟玄関やゴミ置き場などの配置やデザインを工夫する。

② 駐車場や駐輪場は、街並みや賑わいの連続性を阻害しないように配置、デザインする。

- 駐車場や駐輪場を植栽で遮蔽したり、建築物の外壁で囲むなどして、歩行者空間に対して露出させない。
- 立体駐車場の一階に店舗や展示スペースを入れるなどして、賑わいの連続性を確保する。
- 立体駐車場の形態や色彩に配慮し、街並みの形成に貢献する。



＜山下町(中華街)＞



＜山下町(山下公園通り)＞

③ 駐車場の出入口等の配置は、人通りの多い通り沿いを避ける。

- 駐車場アクセス制限街路(行為指針02)沿いには、駐車場の出入口等の設置を極力避ける。
- やむを得ない場合、出入口を一箇所に集約して出入口の面積を最小限にし、設えを工夫するなどして、賑わいの連続性と歩行者の安全性を確保する。

【つくり方の工夫の例】

- ・ 出入口は開閉式にし、空疎な雰囲気を通りに出さない。
  - ・ 出入口付近に低木の植栽を設けるなどして、視認性を高めつつ賑いを創出する。
- など



④ 商業・業務用途を設ける場合、短時間利用のための駐輪スペースを確保する。また、賑わいや通行を阻害しないように配置、デザインする。



# 行為指針03: 人々に交流を促す快適な広場状空地进行を創出する

## ■これまでの取組

横浜市では、「横浜市市街地環境設計制度」によって公開空地の設置を誘導し、ゆとりある歩行者空間の形成や広場の創出を図ってきました。

また山下公園通り沿いにおいては、神奈川県民ホールと産業貿易センターの二つの敷地で連携して「ペア広場」を創出し、港を望めるゆとりある広場状空地进行を創出してきました。

## ■現況

創出された広場状空地进行は、緑化等により潤いがあり、少し休める場が提供されるなどして、利用者にとって快適な空間が提供されています。山下公園通り沿いには、港や山下公園などを望める位置に配置された広場状空地进行が、オープンカフェとして利用されている例があります。また、これら以外にも、モニュメント等が設置され、歩行者や休憩している人を楽しませている広場状空地进行も見られます。

しかし、次のような課題も見受けられます：

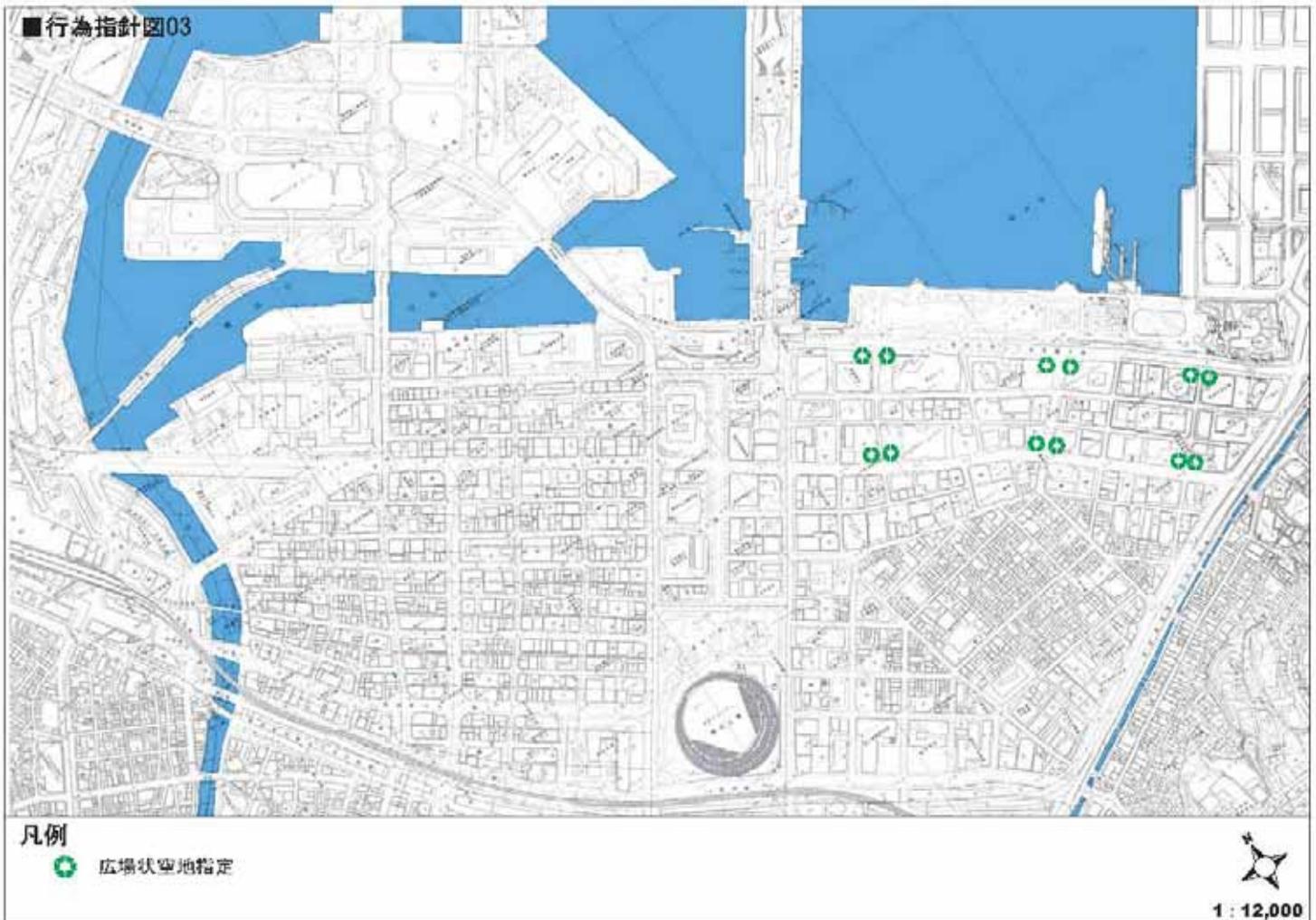
- ・広場状空地进行の中には、実際には駐輪に利用されたり、何も利用されず賑わいの創出を阻害しているものなど、快適な空間になっていないものがあります。
- ・港や川に面している敷地の特性を十分に活かして活用していない広場状空地进行が見受けられます。
- ・大規模開発では、就業者、都心居住者、観光客などが積極的に利用できる快適な広場状空地进行の創出が期待されます。

## ■目標: 関内地区に人々が自由に集い交流できる、「賑わい」「憩い」「楽しみ」のある空間を創出する。

- 誰でも気軽に憩え、楽しみ、人々が滞留し交流することで賑わいを生み出すような広場状空地进行を創出しましょう。
- 港や川に面する位置などに広場状空地进行を積極的に創出しましょう。
- 敷地内・建築物内に通り抜けられる通路状空地进行を提供し、新しい回遊ルートを生み出しましょう。

## ■得られる効果

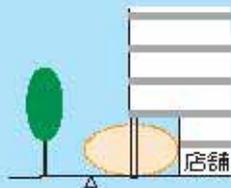
- ・歩行者ネットワーク街路沿いに快適な広場状空地进行が創出されることで、観光客や都心居住者、就業者などが滞留し、賑わいが生まれ、回遊性も高まります。それにより歩行者が増加し、商業・観光・文化施設等の建築物内に人々を誘引する可能性を上げ、まちの活性化も期待されます。



■行為指針の達成に向けた考え方

(1) 誰でも気軽に利用できる場の提供

① 行為指針図03で広場状空地の設置が求められる位置では、建築物の前面に人々が滞留できるよう広場状空地を配置し、低層部や外構をデザインする。



※関連：行為指針01-(1)-③/02-(1)-③

〈山下町(本町通)〉  
建築物の1・2階部分の壁面後退による滞留空間の創出

〈山下町(山下公園通)〉  
建築物の1階部分と連なる屋外食事スペースの創出

② 街角に休み、憩える場を創出する。

- 噴水や植栽など、潤いを与える要素を取入れる
- 木陰などにベンチを設置する
- 座れる場としても機能するよう、階段の配置やスケールなどを検討するなど工夫し、憩える場を創出する。



〈山下町(山下公園通)〉  
階段状の広場⇒座れる場・憩える場



〈東京都渋谷区〉  
座れる植え込みの緑

③ 歴史的建造物や港などを望める位置に、憩える場を創出する。



〈篠原通丁E〉

④ 屋内外の広場状空地に、モニュメントなどを展示する。



〈山下町(山下公園通)〉

(2) 敷地内に新しい回遊ルートの新規創出

① 敷地内や屋内に、通り抜けが出来る敷地内空地を創出し、新しい回遊ルートを創造する。

- 通り抜けができる通路沿いに店舗などの賑わい用途や憩える場を設置するなどして、賑わいを創出する。



〈東京新千代田区〉



〈山下町(本町通)〉

必ず達成する事項

更なる魅力の向上のため工夫が求められる事項

## 行為指針04: 緑化や水際の活用により、まちに潤いを創出する

### ■これまでの取組

横浜市では、蒔田公園から横浜公園、日本大通り、山下公園までの約2.5kmの緑の軸線の形成に取り組んできました。その成果として、公園をはじめ、くすのき広場や日本大通りなどの街路空間の整備など、公共空間の緑化が進められました。また、「横浜市市街地環境設計制度」を活用し、敷地内でも公開空地が創出され、その空間の緑化も進められてきました。

また、港や内水域において、山下公園、自動車プロムナード、大岡川プロムナード、新港地区などの水際の歩行者空間や公園の整備により、親水性の高い潤いのある環境を創出してきました。

### ■現況

ベイスターズ通りや弁天通りなどでは、歩道の拡幅に伴って植栽スペースを設け、緑のネットワークが広がりつつあり、関内地区全体として、公共空間には街路樹や植栽が豊富にあります。

ナショナルアートパーク構想に基づき、今後は象の鼻地区や山下埠頭も、水際の公共空間として整備が予定されています。北仲通北地区は、地区計画で水際線プロムナードの整備が定められています。港や内水域に面する水際の歩行者ネットワークが形成されつつあります。

しかし、次のような課題も見受けられます：

- ・街路樹を植えられる程十分な幅員のない通りもあるため、潤いのある歩行者空間のネットワークを形成するには、敷地内の緑化にも取り組んでいくことが望まれます。
  - ・道路や建築物による蓄熱、人口増加による排熱量の増加により都市部の気温が上昇するヒートアイランド現象が問題となっています。
- また、新たな景観的魅力の創出につながる、次のような潜在性もあります：
- ・海岸通地区や北仲通地区、堀川や大岡川の水際線の歩行者空間が整備されると、水際の歩行者ネットワークが完成し、回遊性が大きく向上します。

### ■目標: 通りごとの特性を考え、四季折々の潤いを感じる緑の演出や、港を身近に感じる空間の演出を行う。

- 公共空間の緑を補完し、更なる魅力アップを実現できるよう、敷地内を積極的に緑化しましょう。
- 快適な都心居住・就業のための環境づくりを実現するため、緑化面積を増やしましょう。
- 港、河川への親水性を向上させ、水際線の歩行者空間ネットワークを形成しましょう。

### ■得られる効果

- ・四季を感じる緑や草花により、通り毎の特色を創出し、観光客や都心居住者、就業者の移動や回遊をサポートします。
- ・港、内水域、大橋橋、みなとみらい21地区、新港地区、山下公園などにつながる水際空間の整備により、ミナト横濱の魅力を感じられる空間を結ぶネットワークが完成することで、ミナト横濱としての個性も強化されます。
- ・都市の緑化を進めることで、ヒートアイランド現象の緩和に寄与します。

関連する制度  
・屋上緑化等助成事業

### ■行為指針図04



#### 凡例

- 街路樹
- 水際の親水性が求められる部分  
水際線を有効に活用  
できる敷地
- 親水性のある敷地や歩行者空間  
(点線は地区計画により担保されているもの)



1 : 12,000

■行為指針の達成に向けた考え方

(1) 敷地内の緑化

① 街路樹などの公共空間の緑を補完し、多様なスケールで緑を創出する。

- 植栽帯を設ける場合、歩行者空間の連続性や歩行者の流れを阻害しないように、配置・規模に配慮する。
- 高木、中木、低木、地被類の組合せなど、多様な手法で、公共空間の緑と一体的に敷地内緑化を行う。
- 高木・中木を敷地内に植樹する際には、成長を阻害しないように、公共空間の街路樹との樹木間距離に配慮し、適切な位置に配置する。
- 小さな空間でも緑化し、緑のネットワークの形成に貢献する。



〈山下町(大浅橋通り)〉



〈本町1丁目〉

※関連：行為指針05-(2)-②

② 通りの演出として、店先、壁面や屋上の緑化を心がける。



〈相生町3丁目〉

共同住宅の低層部のバルコニーにおける  
草花による四季折々の演出  
(落下防止などの安全対策を施してください)



〈長野原小布施町〉

ハンギングバスケット等を用いた四季折々の演出



〈山下町(山下公園通り)〉

屋上の緑化

※関連：行為指針09-(2)-①

(2) 水際の親水性向上

① 水際の親水性が向上するように工夫する。

- 水際へ近づける公共的な通路を敷地内に創出する。
- 広場状空地や護岸などにおいて、親水性の高い空間を創出する。



〈ミルウォーキーー | アメリカ〉



〈海岸通り3丁目〉

必ず達成する事項

更なる魅力の向上のため工夫が求められる事項

## ■これまでの取組

関内地区では、中低層の建築物を主体とした街並みが形成されています。また歴史的建造物の保全・活用に努め、日本大通りに見られるように歴史的建造物に配慮した建築物の形態誘導の成果もあり、これらの街並みが、関内らしさを生み出しています。

## ■現況

関内地区には、歴史的建造物、その他戦災復興建築や倉庫などの特徴ある建築物が多く存在し、関内地区の街並みに特色を持たせています。また、これらの建築物や港などが見通せる特徴的な街路があります。

しかし、次のような課題が見受けられます：

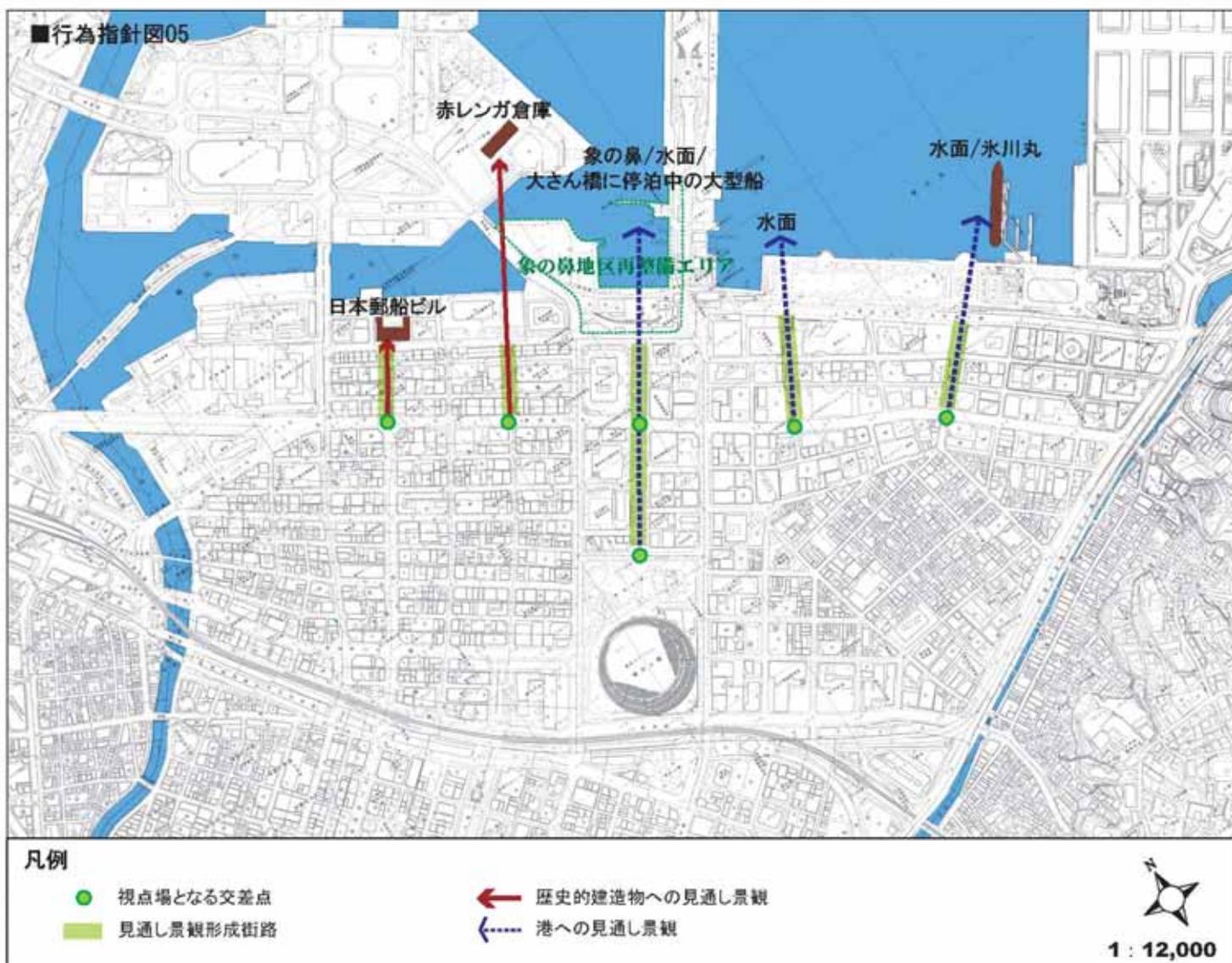
- ・本町通りなどの幹線街路の沿道敷地において、高層の共同住宅が建設されたため、港や山手からの眺望の魅力が低下しています。
- ・倉庫や戦災復興建築など関内地区の都市空間の特色を生み出している建築物が存在していますが、現在空き室が目立っています。
- ・高層の建築物の中には、周囲に比べて大きく敷地内空地を取るなどして壁面位置が揃わず、中低層の建築物を主体とした街並みが崩れ始めています。
- ・これまで業務・商業を中心とした関内地区に住宅が立地することにより、布団や洗濯物が通りに露出されたり、隣棟間隔の確保が不十分で圧迫感のある空間が出現しています。業務・商業・居住が共存できる都市空間の形成が求められます。
- ・通りごとの個性を生かした景観形成が期待されます。

## ■目標: 通りや街区ごとに特色を持つ、関内地区らしい親密な街並みを確保する。

- 建築物の低層部の街並みの連続性を創出しましょう。
- 特色ある街並みを創出している建築物を、修繕、改築、機能転換等により活用し、関内地区の中低層の建築物を主体とした街並みを継承しましょう。
- 業務・商業・居住それぞれの都市活動を育み、かつ共存できるようにしましょう。
- 特徴ある見通し景観の形成など、通りごとに個性を創造しましょう。

## ■得られる効果

- ・関内地区の中低層の建築物を主体とした街並みの連続性が維持され、個性がより強化されます。
- ・既存の建築物を活用することで、新しい建築物ではつくりだすことができない魅力や面白さを創出することができます。



■行為指針の達成に向けた考え方

(1) 関内地区らしい街並みの継承による親密な空間の創出

- ① 街並みの連続性を創出するため、建築物の31m以下の部分の形態や意匠を工夫する。



＜東京都千代田区＞  
軒線が統一された中層街路型の街並み

- ② 歩行者が親しみを持てる空間を創出するため、低層部と中低層部のファサードを分節する。

- 低層部と中低層部の素材や色彩を変えるなどして、歩行者が親しみをもてる空間をつくる。



＜大田町4丁目＞

- ③ 関内地区にふさわしくない色使いは避ける。

- 原則として建築物及び工作物の色彩は、彩度4以下とし、金色、蛍光色は用いない。ただし、低層部に限定してアクセントカラーを一部に用いるのは良い。

※地区別ガイドラインで適用除外の規定がある場合を除く。



＜尾上町1丁目＞

- ④ 関内地区らしい街並みを維持・創出するため、既存の建築物をリフォームして使い続ける。



＜富郷町3丁目＞

(2) 親密な空間の創出

- ① 日よけなどの備品の設置により、親密な空間を創出する。



＜山下町＞

- ② 多様な種類の植栽方法により、憩いの空間を創出する。



＜山下町(大さん横通り)＞

※関連：行為指針04-(1)-①

必ず達成する事項

更なる魅力の向上のため工夫が求められる事項

(3) 賑わいの連続性の創出

① 駐車場や駐輪場は、街並みや賑わいの連続性を阻害しないように配置、デザインする。

※再掲: 行為指針02-(2)-②

② 駐車場の出入口等の配置は、人通りの多い通り沿いを避ける。

※再掲: 行為指針02-(2)-③

③ 商業・業務用途を設ける場合、短時間利用のための駐輪スペースを確保する。  
また、賑わいや通行を阻害しないように配置、デザインする。

※再掲: 行為指針02-(2)-④

④ 建築物の低層部に賑わいを創出するよう、楽しい活動や多様な機能を配置する。

※関連: 行為指針02-(1)-①

⑤ 低層部に商業用途を設ける場合、室内の様子がうかがえる形態意匠とする。

※再掲: 行為指針02-(1)-②

⑥ 建築物の前面の空間が利用されるよう、低層部と外構をデザインする。

※再掲: 行為指針02-(1)-③

(4) 関内地区にふさわしい共同住宅を創る

① 住宅用途を設ける場合、関内地区の街並みに調和した都心型住宅を創る。

- ファサードの開口部やバルコニーのデザインは、主に業務ビルで構成される関内地区の街並みと調和させる。
- インナーバルコニーなどの工夫により、洗濯物や布団、空調設備などが通りに露出しないようにする。
- 住環境やプライバシーを守るために、開口部の防音、位置等の工夫をする。
- 一階部分に住戸を配置しない。

※関連: 行為指針07-(2)-③  
行為指針08-(1)-③



<赤大通3丁目>

② 住宅用途を設ける場合、賑わいを分断しないようにするため、住棟玄関やゴミ置き場などの配置やデザインを工夫する。

※再掲: 行為指針02-(2)-①

③ 住宅用途を設ける場合、高さが31mを超えるものは、圧迫感のない街並みを形成するため、中層部、高層部を塔状にするなどして、適切な隣棟間隔を確保する。

※関連: 行為指針07-(2)-④



## ■これまでの取組

横浜には開港の歴史を伝える多くの歴史的建造物、土木遺構、史跡、古木などが残っています。「横浜市歴史を生かしたまちづくり要綱」や「横浜市文化財保護条例」などの運用を通じ、これらの歴史的建造物は、全面保存（横浜市開港記念会館など）、外壁保存（日本興亜馬車道ビル）、一部保存の上での増築（横浜情報文化センター）、イメージ復元（横浜第二合同庁舎）など様々な方法で保全され、現在でも活用されています。

歴史的建造物の周辺の敷地においても、日本大通りや山下公園通りの地区計画、馬車道のまちづくり協定、街づくり協議指針の運用を通じ、歴史的建造物の形態意匠に配慮した街並みの形成に努力してきました。また、歴史的建造物や土木遺構など関内地区の景観上重要な建造物などの「ライトアップ事業」や、重要文化財の周辺での屋外広告物の設置の禁止（屋外広告物条例）により、歴史的建造物を引き立てるための取組みも行われています。

さらに歴史的建造物についての案内板の設置や、関内地区に数多く存在する史跡に、「～発祥の地」といった碑文を設置するといった取組みによって、関内地区の歴史や物語の発信にも取り組んでいます。

## ■現況

一般的に歴史的建造物には、①高い階高、②現在では再現が難しいレリーフなどの意匠、③周囲の環境になじんだ外観の素材など、新しい建築物にはない魅力があります。現在でも既存の用途のまま使い続けられている歴史的建造物もあれば、当初とは異なる用途に転用して使い続けられているものもあります。近年では歴史的建造物の意匠の魅力と、機能転換した新しい用途との融合により、新しい魅力を創出した歴史的建造物もあります。

しかし、次のような課題も見受けられます：

- ・歴史的建造物の老朽化、設備など必要な機能の不足などにより、近年取り壊される歴史的建造物が多くなっています。
- ・歴史的建造物など景観上重要な建築物等の周辺で建築物を建てる際、形態意匠上の配慮がない建物が見受けられます。

## ■目標：本町通りや日本大通りを軸に、開港の歴史が身近に感じられる個性的な街並みを形成する。

- 歴史的建造物の保全・活用を図り、関内地区らしい歴史的な街並みを保全しましょう。
- 歴史的建造物の形態意匠との調和が求められる敷地では、建築物のデザインを工夫し、歴史的な街並みの連続性を創出しましょう。
- 開港の歴史を発信していきましょう。

## ■得られる効果

- ・関内地区の歴史を継承することで、関内地区を舞台とした活動・生活などについての人々の記憶を喚起させ、より多くの人々が、まちに愛着をもち、まちを大切にすることが期待されます。
- ・まちなかの景観上重要な建築物などが引き立つことにより、まちのわかりやすさが向上します。

### 関連する制度

- ・文化財保護法、条例
- ・歴史を生かしたまちづくり要綱
- ・日本大通り用途誘導地区計画
- ・山下公園通地区地区計画
- ・馬車道まちづくり協定
- ・横浜中華街街づくり協定
- ・ライトアップ事業

## ■行為指針図06



■行為指針の達成に向けた考え方

(1) 歴史的建造物等の保全活用

① 歴史的建造物や土木遺構を保全し活用する。

- 歴史的建造物等を改修したり機能転換して活用する。



(2) 歴史的建造物等を引き立たせる工夫 ※行為指針図06の「歴史的景観を形成する部分」においては、①～③を達成してください。

① 歴史的建造物と同敷地内に増築する際、歴史的建造物が引き立つようにデザインする。

- 高層棟を増築する場合、歴史的建造物より高層部の壁面後退により、歴史的建造物を引き立てる。



② 街並みの連続性を創出するため、歴史的建造物の周辺の建築物の形態意匠は、歴史的建造物と調和させる。

- 壁面位置、軒高、ボリューム、低層部の高さなど建築物の形態(スケール感)を、歴史的建造物に調和させる。



③ 歴史的建造物へのライトアップなどにより、街並みを演出する。

- 歴史的建造物に隣接する敷地内に投光器を設置するなど、ライトアップに協力する。
- ライトアップしている歴史的建造物の周辺や、行為指針図06で示す歴史的界隈形成ゾーン内では、建築物の外部の照明は落ち着いたものとし、内部からの漏れ光は最小限にする。



歴史的建造物に隣接する敷地内に投光器を設置した例

※関連: 行為指針09-(3)-⑤

◀同調的な調和▶

- 歴史的建造物の周辺の建築物の意匠は、歴史的建造物に用いられているスケール感や素材など意匠の特徴(デザイン・ボキャブラリー)を効果的に利用し、街並みの連続性を創出する。



◀対比的な調和▶

- 歴史的建造物の周辺の建築物の意匠は、対比的な素材やファサードの構成を用いて、歴史的建造物が引き立つようにする。



低層部の高さを揃えつつ新しい素材を用い対比的に調和した例

(3) 開港の歴史の発信

① 敷地の持つ歴史や物語を表現する。



必ず達成する事項

更なる魅力の向上のため工夫が求められる事項

## ■これまでの取組

関内地区は、中低層の建築物を主体とした街並みが形成されてきました。また、北仲通北地区地区計画、北仲通南地区再開発地区計画、日本大通り用途誘導地区地区計画、山下公園通り地区地区計画、山下公園及び日本大通り周辺地区街づくり協議指針、馬車道まちづくり協定で、高さに関する規定を設け、街並みの保全・創出に取り組んできました。山下公園通り地区地区計画では、高さが31mを超える建築物を計画する場合、一定の条件を課すことで、街並みに対する貢献を求めています。日本大通り地区では、高層部の壁面後退を地区計画で定め、圧迫感のない空間の創出に努めてきました。

2006年4月に、最低限高度地区が廃止され、高度地区と「横浜市市街地環境設計制度」により、高さ31mを基本とした街並み形成が進められています。

## ■現況

関内地区に高層の建築物が多く出現したため、関内地区の特徴である中低層の建築物を主体とした街並みの連続性が崩れ始めており、また、港や山手の丘の視点場からの眺望が阻害され、関内地区の魅力が失われつつあります。建築物の高さが31mを超える場合、視点場からの見え方、歩行者空間からの視点への配慮が求められます。

## ■目標: 活発な経済活動と親密な空間の保全を両立させ、魅力ある街並みを形成する。

- 建築物の高さは31～45mを基本とします。
- 高さが31mを超える中層、高層の建築物を建てる場合で、関内地区の特徴である中低層の建築物を主体とした街並みを維持するように工夫し、圧迫感のない歩行者空間を形成しましょう。
- 高層部の形態意匠を工夫することで、視点場からの魅力的な眺望景観を演出しましょう。

## ■得られる効果

- ・圧迫感のない歩行者空間の形成により、歩いて楽しいまちとなります。
- ・眺望景観の保全・創造により、ミナト横濱の個性が強化されます。
- ・魅力ある眺望景観を創出することで、視点場を巡る回遊を誘発し、来街者の増加が期待されます。

関内地区の都市計画(高度地区)による建築物の最高高さは31mとなります。

※下図は、都市景観形成への貢献度に応じて、高度地区の制限を緩和する場合の上限値の目安を示しています。



## ■行為指針の達成に向けた考え方

### (1) 高さ31mを超える建築物による歩行者への圧迫感の軽減

- ① 街並みにおける建築物の圧迫感を軽減するため、建築物の高さ31～45mの部分での分節化や、高層部の形態を工夫する。



〈東京都千代田区〉  
高層部の壁面後退と街路型の街並み創出

### (2) 高さ31mを超える建築物による眺望景観の演出

- ① 視点場からの眺望を保全・創造するよう、建築物を配置する。

【海岸通り周辺地区/本町通り周辺地区/日本大通り地区/山下町地区(行為指針10参照)内の建築物】

- 港からの見付面積を小さくするため、塔状又は港に対して直角方向に長い長方形の平面とする。
- 壁面は山下公園通り、海岸通りに対して、概ね直角又は平行とする。



※関連: 行為指針08-(1)-①  
〈山下町(山下公園通り)〉

- ② 関内地区の街並みに調和し、魅力あるスカイラインを形成するよう、建築物の頭頂部のデザインを工夫する。

- 高さが31m超の建築物は、屋上設備を遮蔽する。
- 高さが45m超の建築物は、屋上設備を遮蔽し、頭頂部のデザインを特徴づける。



〈日本大通〉  
屋上設備等と一体的にデザインした頭頂部

〈みなとみらい21地区〉  
工作物等による特徴ある頭頂部の演出

※関連: 行為指針08-(1)-②

- ③ 関内地区の街並みに調和するよう、建築物の中層部、高層部の意匠を工夫する。

- 中層部、高層部の色彩の明度は7以上、彩度は4以下とする。
- 住宅用途を設ける場合、関内地区の街並みに調和した都心型住宅を創る。



※関連: 行為指針05-(4)-①  
行為指針08-(1)-③

〈日本大通〉

- ④ 圧迫感のない街並みを形成するため、高さが31mを超える中層、高層の住宅は、中層部、高層部を塔状にするなどして、適切な隣棟間隔を確保する。

※関連: 行為指針05-(4)-③

## ■これまでの取組

関内地区とその周辺には、山手の丘からの眺望景観や、大さん橋、新港地区等の水際からの関内地区側への眺望景観、まちなかから港への見通し景観、まちなかから山手への見通し景観が存在します。これらの眺望景観は、「ミナト横濱」を特徴付けるものとなっています。

横浜市ではこのような眺望景観を守るために、「街づくり協議指針」や「横浜市山手地区景観風致保全要綱」、最近では地区計画により、建物高さや壁面位置等の誘導を行ってきました。

また、日本大通りや赤レンガパークなどから神奈川県庁本庁舎（キングの塔）/横浜税関本関（クイーンの塔）/横浜市開港記念会館（ジャックの塔）が見える位置には、プレートが埋め込まれ、視点場の演出にも取り組んでいます。

## ■現況

次のような課題が見受けられます：

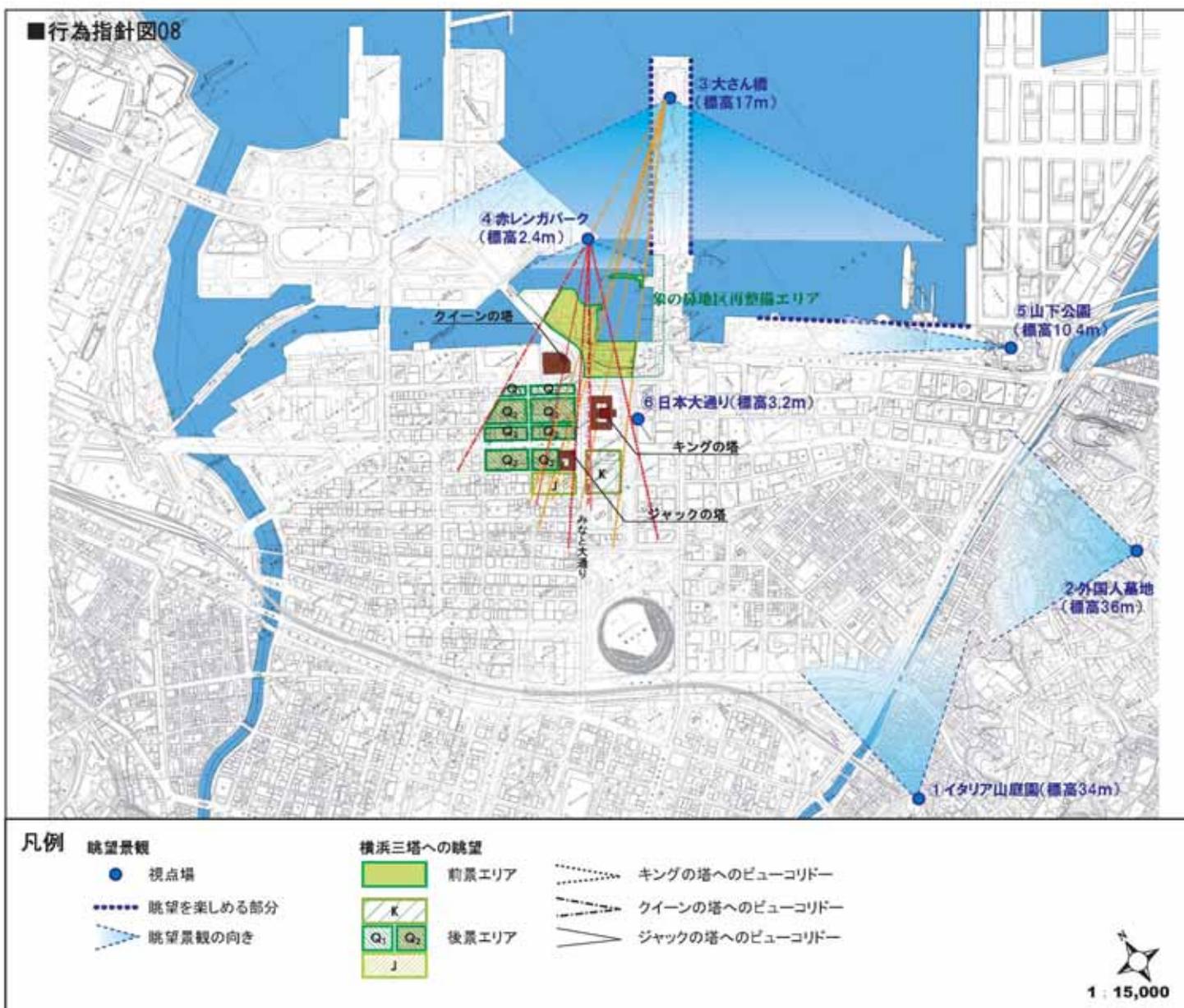
- ・近年は多くの高層の建築物が建設され、視点場から眺望対象が見えなくなり、眺望の魅力が失われつつあります。
- ・彩度の高い色を用いた建物や、向きが不揃いな建物があることにより、街並みが混乱し、眺望の魅力を低下させています。

## ■目標：ミナト横濱の地勢を生かした、関内地区の特徴的な眺望を保全または創出する。

- 視点場からの魅力的な眺望景観を創造しましょう。
- 港から横浜三塔への魅力的な眺望景観を形成しましょう。
- 眺望対象の前景・後景に該当する建築物は、高層部の色彩や形態等に特に配慮し、眺望の魅力づくりに貢献しましょう。

## ■得られる効果

- ・都市構造や歴史的建造物等の関内地区固有の資源を強調する眺望景観を保全することで、ミナト横濱の個性が強化されます。
- ・魅力ある眺望景観を創出することで、視点場を巡る回遊を誘発し、来街者の増加が期待されます。



## ■行為指針の達成に向けた考え方

### (1) 眺望景観の演出



＜大さん橋からの眺望景観＞



＜外国人墓地からの眺望景観＞

#### ① 眺望景観の魅力を高めるため、建築物の高さや幅等の形態を工夫する。

【海岸通り周辺地区/本町通り周辺地区/日本大通り地区/山下町地区(行為指針図10参照)内の建築物】

- 港からの見付面積を小さくするため、塔状又は港に対して直角方向に長い長方形の平面とする。
- 壁面は山下公園通り、海岸通りに対して、概ね直角又は平行とする。



＜山下町(山下公園通り)＞

※関連: 行為指針07-(2)-①

#### ② 関内地区の街並みに調和し、魅力あるスカイラインを形成するよう、頭頂部のデザインを工夫する。

- 高さが31m超の建築物は、屋上設備を遮蔽する。
- 高さが45m超の建築物は、屋上設備を遮蔽し、頭頂部のデザインを特徴づける。



＜日本大通＞  
屋上設備等を建築物と一体的にデザインした頭頂部

＜みなとみらい21地区＞  
工作物等による特徴ある頭頂部の演出

※再掲: 行為指針07-(2)-②

#### ③ 関内地区の街並みに調和するよう、建築物の中層部、高層部の意匠を工夫する。

- 中層部、高層部の色彩の明度は7以上、彩度は4以下とする。
- 住宅用途を設ける場合、関内地区の街並みに調和した都心型住宅を創る。



＜日本大通＞

※関連: 行為指針05-(4)-①  
行為指針07-(2)-③

#### ④ 秩序ある広告景観を創出する。

※関連: 行為指針10 及び 地区別ガイドライン

必ず達成する事項

更なる魅力の向上のため工夫が求められる事項

(2) 横浜三塔への魅力ある眺望景観の創出



<横浜三塔を一望する眺望 | 視点場: 大さん橋>

■前景エリア

眺望対象の前景となる建築物は、視点場から眺望対象が望める高さや形態とし、港からの眺望景観や歴史的景観と調和する意匠とする。

① 前景エリアの建築物又は工作物は、眺望対象を望める形態意匠とする。

- 建築物等の高さを低層とすることや、形態を工夫することにより、視点場から眺望対象が望めるようにする。

② 前景エリアの建築物又は工作物は、頭頂部のデザインを工夫する。

- 建築物の屋上部においては、設備は目立たないよう遮蔽し、塔屋は独立させずに建物と一体的にデザインする。

※関連: 行為指針08-(1)-②

③ 前景エリアの建築物又は工作物は、港からの魅力的な眺望景観や歴史的景観に調和する意匠にする。

- 建築物の色彩の彩度は4以下とする。

※関連: 行為指針05-(1)-③

④ 前景エリアの建築物又は工作物は、港からの魅力的な眺望景観や歴史的景観に調和する意匠にする。

- 歴史的界隈の街並みや横浜三塔の壁面と同調するよう、建築物の基調色に、色相Y/YR/R系の色調を用いる。
- 横浜三塔を引き立たせ、対比的に調和するよう、ガラスなど軽量感のある素材を用いたり、屋上緑化などを行う。

■後景エリア

眺望対象と同調しない形態意匠とするなど、眺望対象が引き立つような工夫が求められる。

④～⑦の基準に適合すること。ただし、行為指針08のQ<sub>2</sub>の敷地(みなと大通りに面する敷地は除く。)においては、建築物の高さ31m以下の部分には、行為指針08の頭頂部のデザイン、色彩、壁面看板に関する規定を適用しない。

④ 後景エリアの建築物又は工作物は、頭頂部のデザインを工夫する。

- 建築物の屋上部においては、設備は目立たないよう遮蔽し、塔屋又は工作物は建築物と一体的にデザインする。

⑤ 後景エリアの建築物又は工作物には、眺望対象と同調する色彩は用いない。

《建築物の15m以上の部分の基調色》

- キングの塔の後景: 色相Y・YR・R系とし、明度8以上かつ彩度2以下とする。
- クイーンの塔の後景: 明度6又は7かつ彩度4以下とし、G・GY・BG系(緑系など)以外の色相を用いる。
- ジャックの塔の後景: 明度7以上かつ彩度4以下とし、G・GY・BG系(緑系など)以外の色相を用いる。

⑥ 後景エリアの建築物又は工作物には、眺望対象が引き立つ色彩を用いる。

- 建築物の15m以上の部分の基調色に、Y・YR・R系の色相を用いる。

⑦ 後景エリアでは、横浜三塔への魅力的な眺望を形成するため、秩序ある広告景観を形成する。

- 屋上看板は設置しない。ただし、自己用で港及び日本大通りに向けて設置せず、港からの眺望及び日本大通りの街並みを阻害しない場合には、この限りでない。
- 上端の高さが15mを超える壁面看板は、大さん橋及び赤レンガパークの視点場に向けて設置しない。ただし、高さ15mを超える部分において、建築物の名称を単色で掲示するもの(高さ15mを超える部分の屋外広告物の総面積が10㎡以内のものに限る。)については、この限りでない。
- 壁面看板の広告面の背景色(地の色)は、建築物の外壁(外壁の色彩がマンセル表色系で彩度4を超えるものは除く。)と同色又はマンセル表色系で彩度4以下とする。ただし、壁面看板の広告面の背景色(地の色)について、1建築物又は1テナントにつき各5㎡までは、この限りでない。
- みなと大通りに面する位置に設置する上端の高さが15mを超える袖看板は、広告面を港に向けて設置しない。
- みなと大通りに面する位置に設置する袖看板の広告面の背景色(地の色)は、マンセル表色系で無彩色とする。

《色彩現況》

■神奈川県庁舎(キングの塔)

眺望対象

- スクラッチタイル:  
7.5YR/明度6/彩度5  
7.5YR/明度5/彩度3
- 緑青:  
10G/明度7/彩度3

後景

- 横浜地方検察庁:  
10YR/明度8/彩度8



後景

- 東京電力: 明度N9.0
- 横浜地方裁判所(4階以上):  
2.5Y/明度9/彩度2

■横浜税関本関(クイーンズの塔)

眺望対象

- ドーム: 10G/明度7/彩度4
- 壁面: 2.5Y/明度9/彩度2

後景

- 壁面:  
2.5B/明度3/彩度3
- 県庁新庁舎:  
2.5Y/明度8/彩度2
- JA: 5Y/明度9/彩度1



後景

- 増築部: 明度N9.0
- 増築部:  
2.5GY/明度6/彩度1

■横浜開港記念会館(ジャックの塔)

眺望対象

- ドーム/屋根:  
10G/明度3/彩度2
- レンガ:  
10R/明度5及び6/彩度8

前景

- 横浜税関分庁舎:  
5Y/明度9/彩度2



後景

- 東京電力: 明度N9.0
- 東京電力:  
2.5R/明度6/彩度3
- 保土ヶ谷工業ビル:  
7.5Y/明度9/彩度1

■これまでの取組

横浜はこれまで、歴史的建造物等へのライトアップや、山下公園において港町のイメージを喚起するファニチャーを設置するなど、関内地区がもつ開港以来の歴史や文化、敷地や街並みの特性を活かしながら、景観的魅力の向上に努めてきました。

また、新たな取組みとして、歴史的建造物や港の風景などの開港都市特有の資源を活かしながら、文化芸術に代表される創造的な活動の積極的な誘導により、まちの魅力を高め、都市の活性化、横浜経済の発展を図り、市民が豊かな都市文化を構築し享受する、「文化芸術創造都市構想」の実現に取り組んでいます。文化芸術創造活動の場として歴史的建造物を活用する取組みが行われています。



〈横浜市開港記念会館のライトアップ〉

■現況

関内地区には、新たな景観的魅力の創出につながる、次のような潜在性があります：

- ・関内地区の街並みを特徴づける建築物や倉庫が多く存在しており、文化芸術創造活動の場として活用されることが期待されます。

■目標：関内地区の新しい魅力を創造する。

- 歴史的建造物や倉庫などを活かし、新しい文化芸術創造活動の場、発信の場を創出しましょう。
- 地区や通り毎に、個性のある景観を創り出しましょう。

■得られる効果

- ・創造境界の形成に貢献し、文化芸術創造都市構想が推進され、新たな文化を育み、都心の活力が活性化されます。
- ・開港の歴史や文化の集積を活かしながら新たな文化を生み出す“OLD&NEW関内”としての個性が強化され、集客力が向上します。



■行為指針の達成に向けた考え方

(1) 文化芸術創造活動の奨励

① 文化・芸術・創造活動を行えるスペースを用意し、活用する。



〈海岸通3丁目〉  
建物内における文化芸術創造活動



〈海岸通3丁目〉  
街角における文化芸術創造活動



〈山下町(中華街)〉  
ものづくりの様子を見せる店頭のデザイン

(2) 地区や通りごとの個性の創出

① 地区や通りごとに独自の景観を創造する。

- 地区や通りごとの景観のルールをつくる。
- まちの構造をわかりやすくするために、街区や通りごとに特色をつくる。



〈京砂町1丁目・尾上町1丁目の街並み〉  
壁面などに共通の色彩

〈長野県小布施町〉  
ハンギングバスケット等を用いた  
四季折々の演出



〈馬車道〉  
商店街共通のサインを  
店頭を設置



〈日本大通〉  
現住所と旧住所の書かれた  
プレートを壁面に設置



〈山下町(中華街)〉  
敷地内に通りの名称の書かれた  
プレートを設置

② 地区や通りごとに独自の景観を創り出す活動を行う。

- 地区や通りごとに、景観  
まちづくりやイメージアッ  
イベント等を展開する。



〈日本大通りオープンカフェ〉



〈チューリップアートプロムナード | 元町・山手地区〉

地区や通りごとに個性あるイベントを実施

必ず達成する事項

更なる魅力の向上のため工夫が求められる事項

■行為指針の達成に向けた考え方

(3) 夜間景観の形成

■遠景

① 視点場からの夜間の眺望景観を魅力的に形成する。

- サーチライト、レーザー等は使用しない。

② 視点場からの夜間の眺望景観を魅力的にするよう、屋外広告物の照明をデザインする。



〈山下町(山下公園通り)〉  
切り文字看板を後方から照射した例

※関連: 行為指針10-(1)-②

③ 夜間の港から横浜三塔への眺望景観を魅力的に演出する。

- 行為指針図08に指定する前景及び後景エリアにおいては、横浜三塔へのライトアップの照明が引き立つよう、壁面照度等に配慮する。



〈横浜三塔を一望する眺望(視点場: 大さん橋)〉

※関連: 行為指針08-(2)

■中景

④ 落ち着いたある夜間の街路景観を形成する。

- 光源の輝度、路面照度、色温度等に配慮し、落ち着いたある夜間景観を形成する。
- 通りごとに色温度を統一するなどして、魅力的な夜間の街路景観を創出する。



〈山下町〉  
路面照度が低く落ち着いた夜間の街路景観



〈山下町(山下公園通り)〉  
色温度が統一された夜間の街路景観

⑤ ライトアップの周囲では、ライトアップと調和する照明とする。

- 光源の輝度、路面照度、色温度等に配慮し、歴史的建造物のライトアップと調和する照明とする。
- ライトアップする歴史的建造物の周囲の照明の光源は、直接見えないようにする。



〈山下町(山下公園通り)〉  
歴史的建造物のライトアップと調和した照明

※関連: 行為指針06-(2)-③

必ず達成する事項

更なる魅力の向上のため工夫が求められる事項

## ■行為指針の達成に向けた考え方

## (3) 夜間景観の形成

## ■近景

- ⑥ 室内から漏れる光を意識して、ファサードをデザインし、夜の賑わいを創出する。



〈住吉町4丁目〉

〈住吉町4丁目〉

店舗の閉店後も屋外照明により賑わいを創出

- ⑦ 歩く楽しさを感じられる配置や配光とする。

- 人の目線の高さ以下の位置の照明の配置や配光を工夫する。



〈日本大通〉

- ⑧ 広場状空地の特徴に応じて夜間照明をデザインする。

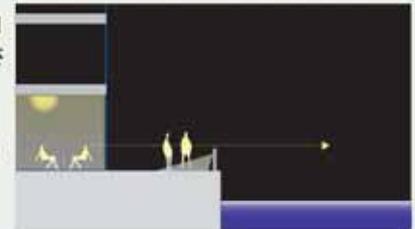


〈山下町(山下公園通り)〉

街路側はフットライト中心の配光とすることで、一段上がった屋外テラスから銀杏並木や山下公園への視界に光源が入らないように工夫した例

- ⑨ 水際の夜間景観を演出する。

- 水際の建物の室内では、照明の明るさを抑える。
- 屋外でも、足場の照明以外は極力抑える。



- ⑩ 自動販売機を設置する場合、街並みとの調和に配慮し、漏れ光は最小限にする。

- ⑪ 地上駐車場には落ち着いた照明を用いる。

- 地上駐車場には、駐車場の通路に設けるフットライト等に留めるなど、過度な照明は用いない。
- 歩道側への漏れ光を最小限にする。



〈日本大通〉

フットライトを中心とした駐車場の照明

- ⑫ 夜間の広告景観を創出する。

- 屋外広告物の照明は外照式とし、照明器具は景観上支障のないように遮蔽する。
- 内照式を用いる場合、文字等に限定的に用いる。



〈太田町5丁目〉

外照式の照明を用いた壁面看板



〈山下町(本町通り)〉

文字に限り内照式を用いた壁面看板

※関連: 行為指針10-(1)-②

必ず達成する事項

更なる魅力の向上のため工夫が求められる事項

■これまでの取組

横浜市では、屋外広告物条例に基づいて屋外広告物の規制を行ってきました。また、山下公園通り地区や日本大通り地区などでは街づくり協議指針や地区計画、馬車道商店街ではまちづくり協定の中で屋外広告物に関する地域のルールを定め、適切な誘導や制限を行ってきました。

公共空間である道路に設置する広告付バス停留所上屋の広告物については、横浜らしい良好な広告物のモデルとなるようにデザインの審査が行われています。

■現況

山下公園通り地区、日本大通り地区では、屋上看板が少ないのが特徴となっています。また、中華街では、個性的な屋外広告物が賑わいを生み出しており、まちの魅力の一つとなっています。

しかし、以下のような課題もあります：

- ・屋上看板が多い地区（横浜公園周辺、関内駅周辺、大岡川周辺）や、原色を多く使った広告物、ネオンを使用した広告物の多い地区（関内駅周辺）など、問題のある広告物が多く存在する地区があり、屋外広告物に関するルールによる適切な誘導が必要です。
- ・まちづくり協定、街づくり協議指針、地区計画などで屋外広告物等についてのルールを定めている地区では、継続して屋外広告物等を誘導し、さらに良好な景観を形成していく必要があります。そのほかの地区では、適切な誘導により、良好な景観を形成する必要があります。

■目標: 景観を阻害する広告物を適切にコントロールし、魅力ある眺望景観、個性ある街路景観を創出する

- 屋外広告物等を適切に誘導し、港や丘などからの眺望景観や街路景観を魅力的に形成しましょう。

■得られる効果

- ・景観に調和する屋外広告物等とすることで、良好な眺望景観や見通し景観が創出され、横浜の顔となる空間を生み出し、快適な歩行者空間が創出されます。それにより来街者が増加します。



## ■行為指針の達成に向けての考え方

全ての敷地においては、(1) 関内地区共通の制限・誘導事項を遵守すること。

さらに、地区別の制限事項が定められている敷地においては、(2) 地区別の制限事項についても遵守すること。

### (1) 関内地区共通の制限・誘導事項

#### ① 魅力的な眺望景観、街路景観を形成するため、秩序ある広告景観を創出する。

- 高さ31mを超える部分においては、屋外広告物は設置しない。ただし、壁面看板については、高さ31mを超える部分において建築物の名称等を単色で掲示するもの(高さ31mを超える部分の屋外広告物の総面積が10㎡以内のものに限る。)については、この限りでない。
- 屋外広告物の広告面の背景色(地の色)には、蛍光色、金色を使用しない。
- 建築物の3階以上の位置に、点滅する屋外広告物(映像広告を含む。)を設置しない。ただし、イベント等により掲出が短期間であるものは、この限りでない。



〈山下町(山下公園通り)〉  
31mを超える部分の壁面看板の例



〈本町5丁目〉  
広告物の背景色を周辺の街並みに配慮した例



〈山下町(本町通り)〉



〈日本大通〉

面積を最小限にした壁面看板

#### ② 質の高い広告景観を創造する。

- 屋外広告物の照明は外照式とし、照明器具は景観上支障のないように遮蔽する。ただし、屋外広告物及びその照明方法が、質の高い景観形成に貢献する場合は、この限りでない。
- 壁面看板の広告面の背景色(地の色)には、原色を用いず、街並みに配慮した配色にする。
- 壁面看板の広告面の背景色(地の色)と文字の色(図の色)には、補色関係にある二色は用いず、落ち着いた配色にする。



〈尾上町4丁目〉  
切り文字看板を後方から照射した例



〈みなとみらい21地区〉  
コーポレートカラーではなく背景色に無彩色を用い、地域の個性に配慮した壁面看板

#### ③ まちの雰囲気壊すような、大きな音は出さない。



必ず達成する事項

更なる魅力の向上のために工夫が求められる事項

■行為指針の達成に向けての考え方

(2) 地区別の制限事項

見通し景観形成街路に面する建築物の場合は行為指針05を、横浜三塔への眺望に配慮すべきエリア内に位置する建築物の場合は行為指針08を、地区別ガイドラインが定められているエリア内の建築物は同ガイドラインに定める屋外広告物等に関する基準を遵守する。

■象の鼻及び大さん橋基部地区

① 港からの魅力的な眺望景観を形成するため、象の鼻及び大さん橋基部地区において、秩序ある広告景観を創出する。

●屋上看板は設置してはならない。ただし、自己用であり、港及び日本大通りに向かった位置に設置しないもので、港からの眺望及び日本大通りの街並みを阻害しない形態意匠であると認められる場合においては、この限りでない。

■本町通り周辺地区

② 港からの魅力的な眺望景観を形成するため、本町通り周辺地区において、秩序ある広告景観を創出する。

●屋上看板は設置してはならない。ただし、自己用であり、港に向かった位置に設置しないもので、港からの眺望を阻害しない形態意匠であると認められる場合においては、この限りでない。

■海岸通り周辺地区

③ 海岸通り周辺地区においては、港からの魅力的な眺望景観を形成するため、秩序ある広告景観を創出する。

●屋上看板は設置しない。ただし、自己用で港及び日本大通りに向かった位置に設置せず、港からの眺望及び日本大通りの街並みを阻害しない形態意匠である場合には、この限りでない。

●上端の高さが15mを超える壁面看板は設置しない。ただし、次のいずれかに該当する壁面看板は、この限りでない。

(1) 建築物の名称等を単色で掲示するもの(高さ15mを超える部分の屋外広告物の総面積が10㎡以内のものに限る。)

(2) 港に向かった位置に設置せず、かつ、海岸通り周辺地区の街並みを阻害しない形態意匠であると認められるもの

●壁面看板の広告面の背景色(地の色)は、建築物の外壁(外壁の色彩がマンセル表色系で彩度4を超えるものは除く。)と同色又はマンセル表色系で彩度4以下とする。ただし、壁面看板の広告面の背景色(地の色)について、1建築物又は1テナントにつき各5㎡までは、この限りでない。

●屋外広告物の照明は外照式とし、照明器具は景観上支障のないように遮蔽する。ただし、屋外広告物及びその照明方法が、質の高い景観形成に貢献する場合には、この限りでない。



〈海岸通り04丁目〉  
単色の建築物名称で面積の小さい壁面看板



〈山下町(山下町通り)〉  
港に向かって設置しない壁面看板

■みなと大通り周辺地区

④ 横浜公園からの魅力的な街並みを形成する。

●日本大通り地区又は横浜公園に面する位置に設置する屋上看板は、高さ4m以下とし、広告面の背景色(地の色)は、マンセル表色系で無彩色とする。



〈本住吉町1丁目〉

必ず達成する事項

更なる魅力の向上のために工夫が求められる事項

## 地区別ガイドライン

---

- 山下町地区ガイドライン
- 馬車道周辺地区ガイドライン
- 日本大通り地区ガイドライン
- 市庁舎周辺地区ガイドライン

# 山下町地区ガイドライン

山下町地区においては、関内地区都市景観形成ガイドラインの行為指針01～10を達成するとともに、以下の方針及び行為指針を達成し、基準に適合するものとする。

## ■山下町地区の魅力ある都市景観の創造のための方針

開港以来横浜の中心地として発展してきた歴史・文化を活かし、横浜が世界に誇れる、奥行きのある魅力的なウォーターフロント地区を形成する。

地区の歴史や個性を生かした賑わいのある街並みを形成する。特に本町通りや大棧橋通りなどの高幅員の街路沿いでは、風格ある業務中心の街並みの形成、中華街やその周辺においては、中華街独特の活気ある街並みの形成を図る。

## ■行為指針

### 《山下公園通りゾーン》

- 港に面し、開港以来、交流拠点として発展してきたこの地区は、横浜の顔として集客性・公共性の高い地区であり、都心にふさわしい観光、文化、商業、業務施設を集積し、銀杏並木や歴史的建造物と一体となった賑わいと品格のある空間を形成する。
- 港からの品格のある眺望景観を形成する。
- 港や山下公園に面して、ゆとりある空間を創出する。

### 《水町通り及び海岸教会通りゾーン》

- 公共性の高い施設を集積する山下公園通りと、事務所機能を集積を図る本町通り、歴史的な風格のある日本大通りなど特徴的な通りの間をつなぐエリアであるため、当地区での滞留・回遊を促進するよう、賑わいを創出し、魅力ある街並みを形成する。
- 敷地割が小さく路地的な雰囲気をかもし出している地区であり、道路空間を十分に活用した空間整備を図り、親密で賑わいのある街路景観を形成する。
- 港からの品格のある眺望景観を形成する。

### 《本町通りゾーン》

- 官公庁や事務所が多く立地する日本大通りとの結びつきを強め、関内地区の業務機能を向上させるため、事務所機能を充実させ、また、商業・観光、文化芸術創造機能の強化も図る。
- 関内地区の横方向の主軸として、ゆとりと賑わいのある空間を創出する。
- 港や山下公園へ抜ける見通し景観を演出し、水辺を身近に感じられる潤いのある環境を創出する。
- 港や山手の丘からの品格のある眺望景観を創出する。

### 《中華街中央ゾーン》

- 中華街独自の中国的文化を反映させた専門店が多く立ち並び、他の地域にはない異文化交流を体験でき、鮮やかな色彩や躍動感のある意匠の見られる中華街独特の活気ある街並みを形成する。
- 計画図に示す街路を「中華街賑わい形成街路」として指定し、個性的で賑わいの溢れる商業施設の連続性と集積を継承する。
- 山手の丘からの品格のある眺望景観を創出する。

### 《中華街北辺ゾーン》

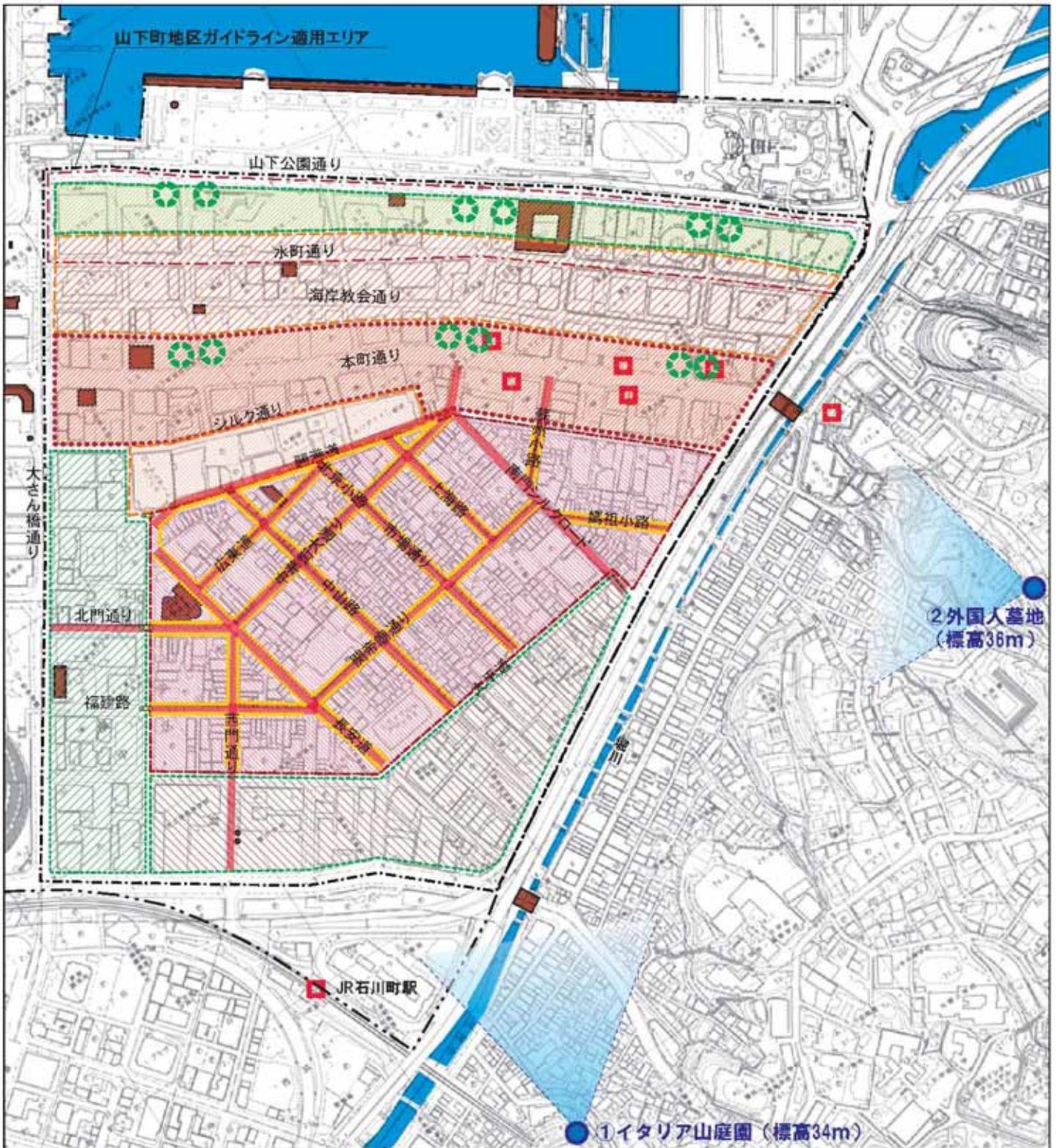
- 強烈な個性と活気のある中華街中央ゾーンに隣接する、路地的な雰囲気のある地区であり、賑わいの連続性を創出し、街並みの調和を図る。

### 《大さん橋通りゾーン》

- 横浜公園や日本大通り地区に大さん橋通りを介して面する地区であり、賑わいの連続性を創出し、風格ある街並みを形成する。
- 横浜公園や日本大通り、山手の丘からの品格のある眺望景観を創出する。

### 《中華街南辺ゾーン》

- 中華街中央ゾーンや元町に隣接し、石川町駅からの玄関となる地区であり、賑わいの連続性を創出し、風格ある街並みを形成する。
- 山手の丘や堀川の対岸からの品格のある眺望景観を創出する。



凡例

- 関内地区都市景観形成ガイドライン適用エリア
- 山下町地区ガイドライン適用エリア
- 山下公園通り地区地区計画
- 山下公園通りゾーン
- 水町通り及び海岸教会通りゾーン
- 本町通りゾーン
- 中華街中央ゾーン
- 中華街北辺ゾーン
- 大さん橋通りゾーン
- 中華街南辺ゾーン

- 広場状空地の位置の指定
- 中華街賑わい形成街路
- 外部空間の確保
- 駅出入口
- 歴史的建造物・土木遺構
- 視点場
- 眺望景観



1 : 6,000

## 方針の達成に向けた基準

### 《山下公園通りゾーン》

#### (1) 賑わいの形成 <関連:行為指針02>

##### ■更なる魅力の向上のため工夫が望まれる事項

- ① 集客性、公共性の高い施設の集積を図り、地区の格調を高め活力と賑わいを創出する観光・文化、商業・業務の用途の施設の導入を推進し、銀杏並木や歴史的建造物と一体となった賑わいを創出すること。特に建築物の低層部(高さが15m以下の部分)には、積極的に賑わいを創出すること。  
(その他、山下公園通り地区地区計画に定めた規定によること。)

#### (2) 建築物・工作物の形態意匠

##### ■必ず達成する事項

- ① レンガ調や御影石調を基調とするなど、歴史的建造物との調和のとれた格調高い意匠とする。特に高さが概ね15m以下の建築物の部分は、街並みの連続性や賑わいに配慮し、魅力ある形態意匠とする。
- ② 山下公園通りに面して住棟玄関や駐輪場の出入口など賑わいを阻害する施設を設けない。
- ③ 計画図に示す敷地又は大規模な敷地では、賑わいのある広場状空地を設け、港や山下公園と一体となった開放的でゆとりある空間を形成する。
- ④ 建築物の壁面の向きは、山下公園通りに対し、概ね直角又は平行とする。
- ⑤ 大さん橋通りに面する敷地の建築物は、海岸教会や開港広場と色調を変えるなどして、同調を避ける意匠とする。
- ⑥ 建築物及び工作物の色彩は、マンセル表色系で黄(Y)系、橙(YR)系又は赤(R)系の色相を基調とし、地上から高さ15m以下の部分は彩度4以下、15mを超える部分は明度7以上及び彩度4以下若しくは無彩色を基調とし、地上から高さ15mを超える部分は明度7以上とし、並びに歴史的界線の形成に寄与し、山下公園通りの歴史的景観と調和するものとする。ただし、彩度については、工作物の意匠に山下公園通りの街並みに調和すると認められる素材を使用した場合は、この限りでない。
- ⑦ 大さん橋通りに面する敷地の工作物は、海岸教会や開港広場と色調を変えるなどして、同調を避ける意匠とする。
- ⑧ 窓面看板は、設置してはならない。

##### ■更なる魅力の向上のため工夫が望まれる事項

- ⑨ 大さん橋通りに面する敷地の建築物は、高さ12~15mの部分で建築物の外観を分節した形態意匠とし、低層の街並みの連続性を創出し、開放的で親密な空間を創出する。

#### (3) 屋外広告物 <関連:行為指針10>

以下の基準を適用し、山下公園からの景観や、建物全体との調和に配慮する。特に、山下公園通りに面して屋外広告物を設置する場合は、形態意匠に十分配慮し、最小限の大きさのものとする。

##### ■必ず達成する事項

- ① 屋外広告物は、自己用のものとする。
- ② 広告塔は、敷地が面する街路毎に1カ所とし、山下公園通り地区の街並みと調和した形態意匠とする。ただし、広告塔の設置箇所数については、街路に面する敷地の幅が長い等の場合は、敷地端の2カ所とすることができる。
- ③ 広告塔の高さは、5m以下とする。
- ④ 広告塔の広告面の背景色(地の色)は、マンセル表色系で彩度4以下とする。
- ⑤ 上端の高さが15mを超える壁面看板は、設置しない。ただし、次のいずれかに該当する壁面看板は、この限りでない。  
(1) 建築物の名称等を単色で掲示するもの(高さ15mを超える部分の屋外広告物の総面積が10㎡以内のものに限る。)  
(2) 山下公園通りに向かった位置に設置せず、かつ、山下公園通り地区の街並みを阻害しない形態意匠であると認められるもの
- ⑥ 壁面看板の広告面の背景色(地の色)は、建築物の外壁(外壁の色彩がマンセル表色系で彩度4を超えるものは除く。)と同色又はマンセル表色系で彩度4以下とする。ただし、壁面看板の広告面の背景色(地の色)について、1建築物又は1テナントにつき各5㎡までは、この限りでない。
- ⑦ 屋上看板は設置しない。ただし、自己用であり、港及び日本大通り地区に向かった位置に設置しないもので、港からの眺望及び日本大通りの街並みを阻害しない形態意匠であると認められる場合においては、この限りでない。
- ⑧ 袖看板は、幅を0.5m以下、上端の高さを15m以下及び広告面の背景色(地の色)をマンセル表示系で無彩色とする。
- ⑨ 屋外広告物の照明は外照式とし、照明器具は景観上支障のないように遮蔽する。ただし、屋外広告物及びその照明方法が、質の高い景観形成に貢献すると認められる場合においては、この限りでない。
- ⑩ 映像を表示する屋外広告物及び大きな音を出す屋外広告物は設置しない。ただし、催物等のために一時的に設けるもので、景観上支障のないものであると認められる場合は、この限りでない。

## 《水町通り/海岸教会通りゾーン》

### (1) 賑わいの形成 〈関連:行為指針02〉

#### ■更なる魅力の向上のため工夫が望まれる事項

- ① 水町通り及び海岸教会通りゾーンでは、山下公園通りゾーンと本町通りゾーンの機能を補完する土地利用が望まれ、飲食店や専門店等を備えた施設の導入を推進し、特に、低層部には住居等は設けず、賑わいを形成する。

### (2) 建築物・工作物の形態意匠

#### ■必ず達成する事項

- ① レンガ調や御影石調を基調とするなど、歴史的建造物との調和のとれた格調高い意匠とする。
- ② 建築物の壁面の向きは、山下公園通りに対して、概ね直角又は平行とする。
- ③ 建築物及び工作物の色彩は、マンセル表色系で黄(Y)系、橙(YR)系又は赤(R)系の色相を基調とし、建築物の高さ15m以下の部分は彩度4以下、15mを超える部分は明度7以上及び彩度4以下若しくは無彩色を基調とし、建築物の高さ15mを超える部分は明度7以上とし、並びに歴史的界線の形成に寄与し、山下公園通りの歴史的景観と調和するものとする。ただし、彩度については、建築物の外壁又は工作物の意匠に山下公園通りの街並みに調和すると市長が認めた素材を使用した場合は、この限りでない。
- ④ 住棟玄関や駐輪場の出入口などとなる建築物の部分や工作物は、街並みの連続性や賑わいを阻害しないような形態意匠とする。
- ⑤ 大さん橋通りに面する敷地の建築物及び工作物は、海岸教会や開港広場と色調を変えるなどして、同調を避ける意匠とする。

#### ■更なる魅力の向上のため工夫が望まれる事項

- ⑥ 大さん橋通りに面する敷地の建築物は、12~15m程度で建築物の外観を分節した形態意匠とし、低層の街並みの連続性を創出し、開放的で親密な空間を創出する。

### (3) 屋外広告物 〈関連:行為指針10〉

#### ■必ず達成する事項

- ① 屋上看板は設置しない。ただし、自己用であり、港に向かった位置及び日本大通り地区に面した位置に設置しないもので、港からの眺望及び日本大通りの街並みを阻害しない形態意匠であると認められる場合においては、この限りでない。
- ② 屋外広告物の照明は外照式とし、照明器具は景観上支障のないように遮蔽する。ただし、屋外広告物及びその照明方法が、質の高い景観形成に貢献すると認められる場合においては、この限りでない。
- ③ 水町通りから港側の街区では、上端の高さが15mを超える壁面看板は設置しない。ただし、次のいずれかに該当する壁面看板は、この限りでない。
  - (1) 建築物の名称等を単色で掲示するもの(高さ15mを超える部分の屋外広告物の総面積が10㎡以内のものに限る。)
  - (2) 山下公園通りに向かった位置に設置せず、かつ、山下公園通り地区の街並みを阻害しない形態意匠であると認められるもの
- ④ 水町通りから港側の街区で、港に向かった位置に設置する壁面看板の広告面の背景色(地の色)は、建築物の外壁(外壁の色彩がマンセル表色系で彩度4を超えるものは除く。)と同色又はマンセル表色系で彩度4以下とする。ただし、壁面看板の広告面の背景色(地の色)について、1建築物又は1テナントにつき各5㎡までは、この限りでない。
- ⑤ 袖看板は、幅を0.5m以下、上端の高さを15m以下及び広告面の背景色(地の色)をマンセル表色系で無彩色とする。

## 《本町通りゾーン》

### (1) 賑わいの形成 〈関連:行為指針02〉

#### ■更なる魅力の向上のため工夫が望まれる事項

- ① 事務所機能が充実した空間を創出するとともに、商業・観光、文化芸術創造機能の強化を図る。

### (2) 建築物・工作物の形態意匠

#### ■必ず達成する事項

- ① 区内地区の横方向の主軸であるため、低層部には賑わいとゆとりのある空間を創出するよう、柱廊風の建築物形態などによって、歩道状空地や広場状空地を創出するなど、建築物又は工作物をデザインする。
- ② 建築物の低層、中低層部分は、街並みの一体性や賑わいに配慮し、特に魅力ある建築意匠とする。また、本町通りに面して住棟玄関や駐輪場の出入口など賑わいを阻害する施設を設けない。
- ③ 「中華街賑わい形成街路」に面する建築物の1階部分及び工作物は、壁や塀などの閉鎖的なものとせず、賑わいを創出する形態意匠とする。特に、建築物の1階部分については、居室や住棟玄関等賑わいを阻害する施設(既存住宅の建替えは除く)は配置しない。
- ④ 本町通りゾーンのうち中華街中央ゾーン側の街区においては、中華街独自の中国的文化を反映させた専門店の建築物の部分及び工作物の色彩については、建築物及び工作物の色彩に関する事項は適用しない。
- ⑤ 大さん橋通りに面する敷地の建築物は、海岸教会や開港広場と色調を変えるなどして、同調を避ける意匠とする。
- ⑥ 計画図に示す敷地又は大規模な敷地では、賑わいのある広場状空地を設ける。

### (3) 屋外広告物 〈関連:行為指針10〉

#### ■必ず達成する事項

- ① 屋外広告物の照明は外照式とし、照明器具は景観上支障のないように遮蔽する。ただし、屋外広告物及びその照明方法が、質の高い景観形成に貢献すると認められる場合においては、この限りでない。
- ② 日本大通り地区に面した位置に屋上看板は設置しない。
- ③ 本町通りゾーンのうち中華街中央ゾーン側の街区においては、中華街独自の中国的文化を反映させた専門店の部分の屋外広告物は、区内地区都市景観形成ガイドライン行為指針10の屋外広告物の色彩に関する事項は、適用除外とする。

## 《中華街中央ゾーン》

### (1) 賑わいの形成 〈関連:行為指針02〉

#### ■更なる魅力の向上のため工夫が望まれる事項

- ① 中華街独自の活気ある街並みの特色を継承・創造していくため、中華街独自の中国的文化を反映させた専門店による賑わいを形成する。

### (2) 建築物・工作物の形態意匠

#### ■必ず達成する事項

- ① 建築物の低層部及び工作物は、賑わいの向上に貢献する設えとする。特に、「中華街賑わい形成街路」に面する位置には、居室や住棟玄関等賑わいを阻害する施設(既にある住宅の建替えは除く。)は配置しない。
- ② 外部空間の確保が規定されている街路沿いの敷地では、建築物と街路との間にゆとりを持たせ、賑わいの創出や街並みの演出を図るため、建築物の1階部分は当該街路との道路境界から0.5mの範囲を外部空間とする形態意匠とする。
- ③ 関内地区都市景観形成ガイドライン行為指針05、07の建築物及び工作物の色彩に関する基準は適用しない。

### (3) 屋外広告物 〈関連:行為指針10〉

#### ■必ず達成する事項

- ① 山手の丘の視点場に向かった位置に、屋上看板を設置しない。
- ② 上端の高さが20mを超える壁面看板は、設置しない。ただし、次のいずれかに該当する壁面看板は、この限りでない。  
(1)建築物の名称等を単色で掲示するもの(高さ20mを超える部分の屋外広告物の総面積が10㎡以内のものに限る。)  
(2)山手の丘の視点場に向かった位置に設置しないもの
- ③ 映像を表示する屋外広告物及び大きな音を出す屋外広告物は設置しない。ただし、催物等のために一時的に設けるもので、景観上支障のないものであると認められる場合は、この限りでない。
- ④ 中華街独自の活気ある街路景観を継承するため、関内地区都市景観形成ガイドライン行為指針10の屋外広告物の色彩に関する事項は、適用しない。

## 《中華街北辺ゾーン》

### (1) 賑わいの形成 〈関連:行為指針02〉

#### ■更なる魅力の向上のため工夫が望まれる事項

- ① 業務・商業施設、文化芸術機能など都心地区にふさわしい機能や、中華街独自の中国的文化を反映させた専門店が立地する市街地の形成を図る。

### (2) 建築物・工作物の形態意匠

#### ■必ず達成する事項

- ① 建築物の低層部及び工作物は、賑わいの向上に貢献する設えとする。特に、「中華街賑わい形成街路」に面する位置には、居室や住棟玄関等賑わいを阻害する施設(既にある住宅の建替えは除く。)は配置しない。
- ② 中華街独自の中国的文化を反映させた専門店の建築物の部分及び工作物の色彩については、関内地区都市景観形成ガイドライン行為指針05、07の建築物及び工作物の色彩に関する事項は適用しない。

### (3) 屋外広告物 〈関連:行為指針10〉

#### ■必ず達成する事項

- ① 映像を表示する屋外広告物及び大きな音を出す屋外広告物は設置しない。ただし、催物等のために一時的に設けるもので、景観上支障のないものであると認められる場合は、この限りでない。
- ② 中華街独自の中国的文化を反映させた専門店の部分の屋外広告物は、関内地区都市景観形成ガイドライン行為指針10の屋外広告物の色彩に関する事項は、適用しない。

## 《大さん橋通りゾーン》

### (1) 賑わいの形成 <関連:行為指針02>

#### ■更なる魅力の向上のため工夫が望まれる事項

- ① 業務・商業施設、文化芸術機能など都心地区にふさわしい機能を備えた市街地の形成を図る。

### (2) 建築物・工作物の形態意匠

#### ■必ず達成する事項

- ① 建築物の低層部及び工作物は、賑わいの向上に貢献する設えとすること。特に、「中華街賑わい形成街路」に面する位置には、居室や住棟玄関等賑わいを阻害する施設(既にある住宅の建替えは除く。)は配置しないこと。
- ② 「中華街賑わい形成街路」沿いの敷地の建築物及び工作物の色彩については、関内地区都市景観形成ガイドライン行為指針05、07の建築物及び工作物の色彩に関する事項は適用しない。

### (3) 屋外広告物 <関連:行為指針10>

#### ■必ず達成する事項

- ① 山手の丘の視点場に向かった位置に、屋上看板を設置しない。
- ② 日本大通り地区又は横浜公園に面する位置に設置する屋上看板は、高さ4m以下とし、広告面の背景色(地の色)をマンセル表色系で無彩色とする。
- ③ 屋外広告物の照明は外照式とし、照明器具は景観上支障のないように遮蔽する。ただし、屋外広告物及びその照明方法が、質の高い景観形成に貢献すると認められる場合においては、この限りでない。
- ④ 「中華街賑わい形成街路」沿いの敷地においては、関内地区都市景観形成ガイドライン行為指針10の屋外広告物の色彩に関する事項は、適用しない。

## 《中華街南辺ゾーン》

### (1) 賑わいの形成 <関連:行為指針02>

#### ■更なる魅力の向上のため工夫が望まれる事項

- ① 業務・商業施設、文化芸術機能など都心地区にふさわしい機能や中華街独自の中国的文化を反映させた専門店が立地する市街地の形成を図る。

### (2) 建築物・工作物の形態意匠

#### ■必ず達成する事項

- ① 建築物の低層部及び工作物は、賑わいの向上に貢献する設えとすること。特に、「中国的文化による賑わい形成街路」に面する位置には、居室や住棟玄関等賑わいを阻害する施設(既にある住宅の建替えは除く。)は配置しない。
- ② 「中華街賑わい形成街路」沿いの敷地の建築物及び工作物の色彩については、関内地区都市景観形成ガイドライン行為指針05、07の建築物及び工作物の色彩に関する事項は適用しない。

### (3) 屋外広告物 <関連:行為指針10>

#### ■必ず達成する事項

- ① 山手の丘の視点場に向かった位置に、屋上看板を設置しない。
- ② 上端の高さが20mを超える壁面看板は、設置しない。ただし、次のいずれかに該当する壁面看板は、この限りでない。  
(1) 建築物の名称等を単色で掲示するもの(高さ20mを超える部分の屋外広告物の総面積が10㎡以内のものに限る。)  
(2) 山手の丘の視点場に向かった位置に設置しないもの
- ③ 映像を表示する屋外広告物及び大きな音を出す屋外広告物は設置しない。ただし、催物等のために一時的に設けるもので、景観上支障のないものであると認められる場合は、この限りでない。
- ④ 中華街独自の中国的文化を反映させた専門店の部分の屋外広告物は、関内地区都市景観形成ガイドライン行為指針10の屋外広告物の色彩に関する事項は、適用しない。



横浜中華街では、魅力あるまちの創造に向けた取組を行っております。  
左図の「横浜中華街街づくり協定」適用エリア内の敷地における  
建築計画・店舗計画の際には、  
「横浜中華街まちづくり団体連合協議会」と協議、調整を行ってください。

【連絡先】

横浜中華街まちづくり団体連合協議会

TEL/FAX:045(662)0701

横浜中華街発展会協同組合

TEL:045(662)1252

FAX:045(211)0593

# 馬車道周辺地区ガイドライン

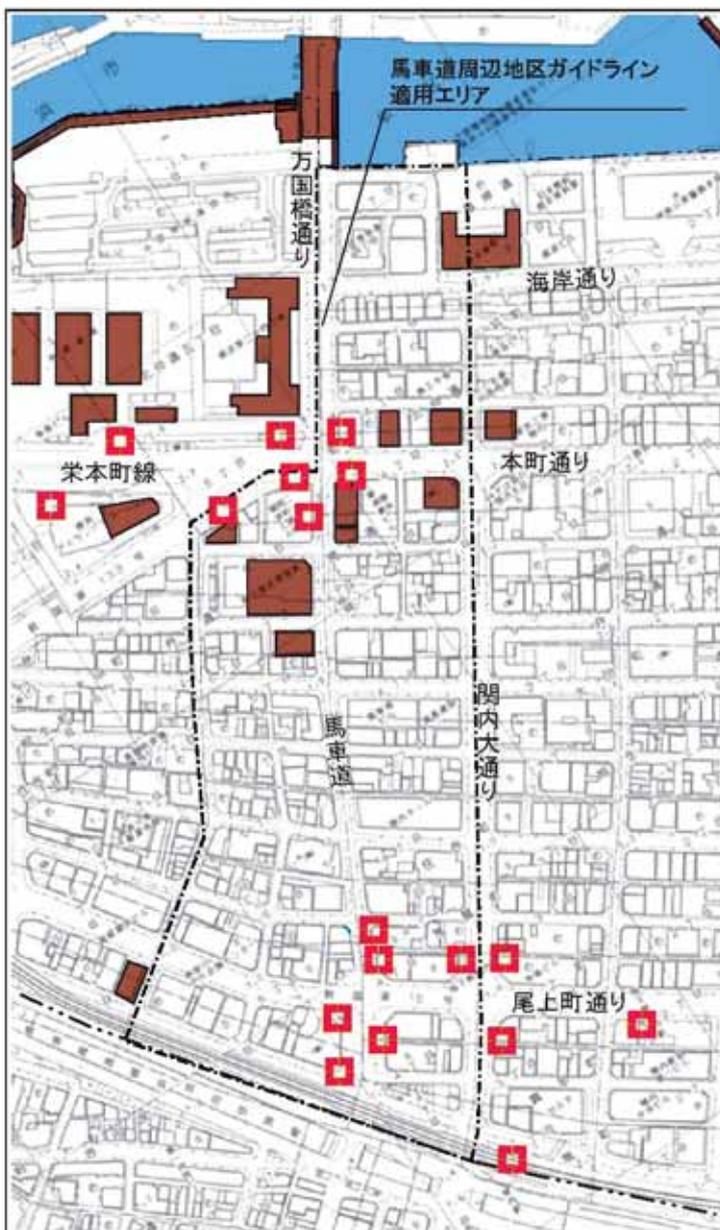
馬車道周辺地区においては、関内地区都市景観形成ガイドラインの行為指針01～10を達成するとともに、以下の方針及び行為指針を達成し、基準に適合するものとする。

## ■馬車道周辺地区の魅力ある都市景観の創造のための方針

馬車道地区の歴史的・文化的資源を大切にし、個性的で魅力ある街並みを形成する。  
開港の歴史・文化を大切にするとともに、にぎわいのある、人に優しい街を創る。  
文化芸術創造関連の施設の集積を図り、新たな文化を発信する。

## ■行為指針

- 馬車道は文明開化の歴史を物語る歴史的建造物が集積し、文化の香りが高く、安全で、現代的かつ個性的で様々な魅力を兼ね備えた、関内地区を代表する通りである。また、みなとみらい線の馬車道駅の開業や、周辺の地区の再開発などにより、新たな賑わいの創出が期待されている地区である。  
当地区は、横浜の中心市街地の商店街として栄え、開港都市横浜のメインストリートとして誕生した馬車道を中心として、商業機能の強化、建築物や広告物のデザインの街並みとの調和、歴史的建造物の保全活用等、地区の特性を生かしたまちづくり、景観づくりを行う。
- 海岸通り、本町通りは関内地区を横に結ぶ、横浜らしい都心としての歴史的街並みが残る通りであり、特に馬車道との結節点では、歴史的建造物の集積を活かし、街並みと賑わいの連続性のある歴史的界隈を形成する。



### 凡例

- 関内地区都市景観形成ガイドライン適用エリア
- - - 馬車道周辺地区ガイドライン適用エリア
- 歴史的建造物・土木遺構
- 駅出入口



1 : 6,000

## 方針の達成に向けた基準

### (1) 賑わいの形成 <関連:行為指針02>

#### ■更なる魅力の向上のため工夫が望まれる事項

- ① 馬車道沿いの建築物の1・2階部分(その他の地区では1階部分)は、物販、飲食、サービス店舗等を立地させ、賑わいの集積を図る。業務型店舗(銀行、証券・保険会社等)、一般事務所及び住宅の機能は、馬車道沿いでは3階以上、その他の地区では2階以上に設ける。
- ② 馬車道周辺地区の歴史的・文化的資源を擁する個性的で魅力ある街並みにふさわしくない施設(例:工場、流通倉庫、ガソリンスタンド、ワンルームマンション、風俗営業など)の立地は避ける。

### (2) 建築物・工作物の形態意匠

#### ■必ず達成する事項

- ① 建築物及び工作物の色彩は、マンセル表色系で黄(Y)系、橙(YR)系又は赤(R)系の色相を基調とし、地上から高さ15m以下の部分は彩度4以下、15mを超える部分は明度7以上及び彩度4以下、若しくは無彩色を基調として地上から高さ15mを超える部分は明度7以上とし、並びに馬車道の歴史的建造物が多く存在する街並みと調和するようにする。ただし、彩度については、建築物の外壁及び工作物に、馬車道の街並みに調和すると認められる素材を使用した場合は、この限りでない。
- ② 1、2階部分に賑わいを創出しない業務型の店舗等の施設を設ける建築物は、1、2階部分に賑わいを創出する形態意匠とする。
- ③ 敷地内の屋外照明や建築物の室内から外へ漏れる照明を抑え、過度な光量の照明は避ける。

### (3) 壁面位置 <関連:行為指針01>

#### ■必ず達成する事項

- ① 壁面の位置は、行為指針01の規定により後退し、広場状空地として整備する。
- ② 壁面後退した部分において、広場状空地の機能を阻害しないと認められる範囲で、柱を設置することができる。

### (4) 建築物の最高高さ <関連:行為指針07>

#### ■必ず達成する事項

- ① 建築物の高さは、31mを基本とし、歴史的建造物の保全活用や質の高い街並みの形成への寄与などの景観への特段の貢献に応じて45mを上限として、緩和する。

### (5) 屋外広告物 <関連:行為指針10>

#### ■必ず達成する事項

屋外広告物は自己用のものとし、次の規定に適合するものとする。

- ① 屋上看板は、設置しない。
- ② 屋外広告物の色彩には、原色や蛍光色、金色を用いない。
- ③ 建築物の3階以上の部分に、壁面看板は設置しない。ただし、次に掲げるものはこの限りでない。
  - (1) 建築物の名称等を単色で掲示するもの
  - (2) 1建築物につき1カ所とするもの
- ④ 袖看板は、幅を1m以下、下端の高さを6.5m以上とする。

馬車道商店街では、魅力ある街の創造に向けた検討を行っております。  
建築計画・店舗計画の際には、地元まちづくり委員会と協議、調整を行ってください。

【連絡先】馬車道商店街協同組合事務局

TEL:045(641)4068

FAX:045(641)9224

# 日本大通り地区ガイドライン

日本大通り地区においては、関内地区都市景観形成ガイドラインの行為指針01～10を達成するとともに、以下の方針及び行為指針を達成し、基準に適合するものとする。

## ■日本大通り地区の魅力ある都市景観の創造のための方針

開港の歴史を象徴した、横浜を代表する風格のある歴史的景観と港への開放的な通景空間を形成する。

## ■行為指針

- ミナト横濱を象徴し、関内地区の都市構造の軸であり、都心にふさわしい業務・商業・観光・文化機能が集積する、集客性・公共性の高いエリアであり、賑わいと風格のある都市空間を創出する。
- 港への開放的な通景空間を確保し、個性的で魅力とゆとりのある歴史的界隈を形成する。
- 港や山手の丘からの品格のある眺望景観を創造する。



### 凡例

- 関内地区都市景観形成ガイドライン適用エリア
- - - 日本大通り地区ガイドライン適用エリア

### 建築物の壁面の位置

- 高さ45m以上の部分で道路境界線より5m以上壁面後退
- - - 高さ45m未満の部分で道路境界線より1.0m以上、高さ45m以上の部分で道路境界線より5.0m以上壁面後退
- - - 高さ45m未満の部分で道路境界線より1.2m以上、高さ45m以上の部分で道路境界線より5.0m以上壁面後退
- ⋯⋯ 高さ31m以上45m未満の部分で道路境界線より5.0m以上、高さ45m以上60m未満の部分で道路境界線より15m以上、高さ60m以上75m以下の部分で道路境界線より30m以上壁面後退

### 日本大通り用途誘導地区地区計画

- ▨ A地区…住宅、共同住宅、寄宿舍又は下宿、風俗施設等禁止
- A地区のうち住宅を許容する敷地
- ▨ B地区…2階以下は住宅禁止、風俗施設等禁止
- 歴史的建造物・土木遺構
- 駅出入口



## 方針の達成に向けた基準

### (1) 賑わいの形成

#### ■更なる魅力の向上のため工夫が望まれる事項

- ① 日本大通り地区の格調及び来訪者の利便性を高める業務施設及び観光・文化施設を誘導する。特に次に掲げる用途を積極的に誘導し、賑わいを形成する。  
【事務所、店舗、劇場、映画館、演芸場、集会場、博物館、美術館、図書館、診療所、大学】
- ② 日本大通り地区の魅力ある都市景観の形成のための方針にふさわしくない施設の設置は避ける。  
【地区計画の規定】  
A地区：住居系施設、風俗営業等の用途、マージャン屋、パチンコ屋、カラオケボックス等  
B地区：2階以下の階への住居、風俗営業等の用途、マージャン屋、パチンコ屋、カラオケボックス等

### (2) 建築物・工作物の形態意匠

#### ■必ず達成する事項

- ① 本町通り、大さん橋通り、みなと大通りに面する高さ45mを越える高層部では、開放的な通景空間の確保、歩行者への圧迫感の低減のため、道路境界線より5m以上の壁面後退を図る。
- ② 建築物の高層部は、日本大通りの開放的な通景空間の確保、歩行者への圧迫感の低減のため、道路境界線からの壁面後退を図る。
- ③ 建築物は、日本大通りの街並みと調和のとれた格調高いものとするために、御影石やスクラッチタイル等を素材の利用や歴史的建造物の軒の高さと調和したデザインなど、周辺の歴史的建造物の外観を基調とした形態意匠とする。
- ④ 建築物の外壁の色彩は、マンセル表色系で黄(Y)系、橙(YR)系又は赤(R)系の色相を基調とし、地上から高さ15m以下の部分は彩度4以下、15mを超える部分は明度7以上及び彩度4以下、若しくは無彩色を基調として地上から高さ15mを超える部分は明度7以上とし、並びに歴史的界隈の形成に寄与し、日本大通りの歴史的景観と調和するものとする。ただし、彩度については、建築物の外壁及び工作物の意匠に、日本大通りの街並みに調和すると認められる素材を使用した場合は、この限りでない。また、行為指針08に定める横浜三塔への魅力ある眺望景観の創出のための事項も適用する。
- ⑥ 窓面看板は設置しない。

#### ■更なる魅力の向上のため工夫が望まれる事項

- ⑦ 開港広場に面する敷地では、低層の街並みの連続性を創出し、開放的で親密な空間を創出するため、建築物は高さ12～15m程度で外観を分節した形態意匠とし、又は中層、高層部を壁面後退する。

### (3) 屋外広告物

#### ■必ず達成する事項

屋外広告物は自己用のものとし、規模や数量を必要最小限にとどめ、次の規定に適合するものとする。

- ① 屋上看板は設置しない。ただし、自己用であり、日本大通り及び港に向かった位置に設置しないもので、高さを4m以下とし、広告面の背景色(地の色)をマンセル表色系で無彩色とし、かつ、日本大通りの街並み及び港からの眺望を阻害しない形態意匠である場合は、この限りでない。
- ② 上端の高さが15mを超える壁面看板は、設置しない。ただし、次のいずれかに該当する壁面看板は、この限りでない。  
(1) 建築物の名称等を単色で掲示するもの(高さ15mを超える部分の屋外広告物の総面積が10㎡以内のものに限る。)  
(2) 日本大通り又は港に向かった位置に設置せず、かつ、日本大通り地区の街並みを阻害しない形態意匠であると認められるもの
- ③ 壁面看板の広告面の背景色(地の色)は、建築物の外壁(外壁の色彩がマンセル表色系で彩度4を超えるものは除く。)と同色又はマンセル表色系で彩度4以下とする。ただし、壁面看板の広告面の背景色(地の色)について、1建築物又は1テナントにつき各5㎡までは、この限りでない。
- ④ 日本大通りに面する部分には、袖看板を設置しない。日本大通りに面する部分以外に設置する袖看板は、上幅を0.5m以下、上端の高さを15m以下及び広告面の背景色(地の色)をマンセル表色系で無彩色とする。ただし、広告面の背景色(地の色)について、大さん橋通り又はみなと大通りに面する位置に設置するものは、この限りでない。
- ⑤ 広告塔は、敷地が面する街路毎に1カ所とし、日本大通りの街並みと調和した形態意匠とする。ただし、広告塔の設置箇所数については、街路に面する敷地の幅が長い等の場合は、敷地端の2カ所とすることができる。
- ⑥ 広告塔の高さは、5m以下とする。
- ⑦ 屋外広告物の照明は外照式とし、照明器具は景観上支障のないように遮蔽する。ただし、屋外広告物及びその照明方法が、質の高い景観形成に貢献すると認められる場合においては、この限りでない。
- ⑦ 映像を表示する屋外広告物及び大きな音を出す屋外広告物は設置しない。ただし、催物等のために一時的に設けるもので、景観上支障のないものであると認められる場合は、この限りでない。

# 市庁舎前面地区ガイドライン

市庁舎前面地区においては、関内地区都市景観形成ガイドラインの行為指針01～10を達成するとともに、以下の方針及び行為指針を達成し、基準に適合するものとする。

## ■市庁舎前面地区の魅力ある都市景観の創造のための方針

大通り公園から横浜公園へとつながる緑の軸線沿いの魅力ある歩行者空間やくすのき広場などのゆとりある空間を創出する。また、市庁舎やくすのき広場と調和した外観の建築物が良好な景観を形成し、関内地区の玄関口としての風格ある街並みを形成する。

## ■行為指針

- 関内地区の玄関口であり、業務・商業施設が集中し、横浜公園へとつながる公共性の高い地区であるため、個性と賑わい、風格ある街並みを形成する。
- 緑の軸線上に位置し、また、山下公園へと向かう都心プロムナードの始点となる地区であることから、ゆとりと潤いのある歩行者空間を連続的に創出する。



### 凡例

- 関内地区都市景観形成ガイドライン適用エリア
- - - 市庁舎前面地区ガイドライン適用エリア
- 駅出入口



1 : 6,000

## 方針の達成に向けた基準

### (1) 賑わいの形成 〈関連:行為指針02〉

#### ■更なる魅力の向上のため工夫が望まれる事項

- ① 市庁舎前面地区の格調を高め、活力と賑わいを創り出す商業・業務の用途の施設の導入を推進し、賑わいを創出する。特に建築物の低層部には、積極的に賑わいを形成する。

### (2) 壁面位置 〈関連:行為指針01〉

#### ■必ず達成する事項

- ① 道路境界線(歩道と敷地との境界線)から、2.5m以上、建築物の壁面や塀を後退する。
- ② 壁面後退部分の高さは歩道と同レベルとし、仕上げは歩道と同様もしくはより質の高いデザインとする。

### (3) 建築物・工作物の形態意匠

#### ■必ず達成する事項

- ① 建築物は、市庁舎の壁面やくすのき広場との調和を図るために、区内地区の歴史的な特色であるレンガを基調とした形態意匠とする。
- ② 建築物の外壁及び工作物の色彩は、マンセル表色系で黄(Y)系、橙(YR)系又は赤(R)系の色相を基調とし、地上から高さ15m以下の部分は彩度4以下、15mを超える部分は明度7以上及び彩度4以下、若しくは無彩色を基調として地上から高さ15mを超える部分は明度7以上とし、並びに市庁舎の壁面やくすのき広場と調和するものとする。ただし、彩度については、建築物の外壁に、市庁舎前面地区の街並みに調和すると認められる素材を使用した場合は、この限りでない。

### (4) 屋外広告物 〈関連:行為指針10〉

#### ■必ず達成する事項

屋外広告物は自己用のものとし、規模や数量を必要最小限にとどめ、次の規定に適合するものとする。

- ① 屋上看板は設置しない。ただし、くすのき広場又は横浜公園に向かった位置に設置しないもので、港からの眺望を阻害しない形態意匠であると認められる場合においては、この限りでない。
- ② 上端の高さが15mを超える壁面看板は、設置しない。ただし、次のいずれかに該当する壁面看板は、この限りでない。  
(1) 建築物の名称等を単色で掲示するもの(高さ15mを超える部分の屋外広告物の総面積が10㎡以内のものに限る。)  
(2) くすのき広場又は横浜公園に向かって設置せず、かつ、市庁舎周辺の街並みを阻害しない形態意匠であると認められるもの
- ③ くすのき広場に面した位置に袖看板を設置しない。くすのき広場に面した位置以外に設置する袖看板は、幅を0.5m以下、上端の高さを15m以下及び広告面の背景色(地の色)をマンセル表色系で無彩色とする。
- ④ 広告塔は、敷地が面する街路毎に1カ所とし、市庁舎前面地区の街並みと調和した形態意匠とする。ただし、広告塔の設置箇所数については、街路に面する敷地の幅が長い等の場合は、敷地端の2カ所とすることができる。
- ⑤ 広告塔の高さは、5m以下とする。
- ⑥ 広告塔の広告面の背景色(地の色)は、マンセル表色系で彩度4以下とする。
- ⑦ 屋外広告物の照明は外照式とし、照明器具は景観上支障のないように遮蔽する。ただし、屋外広告物及びその照明方法が、質の高い景観形成に貢献すると認められる場合においては、この限りでない。
- ⑧ 映像を表示する屋外広告物及び大きな音を出す屋外広告物は設置しない。ただし、催物等のために一時的に設けるもので、景観上支障のないものであると認められる場合は、この限りでない。